

鳥取市からの令和8年度国・県政に対する要望への回答

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
1	マイナンバー制度に係る財政支援について	<p>マイナンバー制度は、国のデジタル社会の基盤と位置付けられていることから、国と地方が連携し、マイナンバーカードの普及や利活用等に係る更なる取組を円滑に推進するため、地方が行う取組に対し確実な財政支援をお願いしたい。</p> <p>また、マイナンバーカードの健康保険証としての活用をはじめとした様々な分野での利活用を進めるにあたり、国民が持つマイナンバー制度に対する不安を解消するための取組やマイナンバーカード利用を広げる取組を継続して実施していただきたい。</p>	継続	<p>マイナンバーカードの普及や利活用等に係る更なる取組を円滑に推進するため、地方自治体が行う取組に対し、引き続き確実な財政支援を講じるよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、マイナンバーカードの推進にあたっては国が責任を持って対応するよう市町村の声を伝えるとともに、システム障害によりマイナンバー制度への信頼が失墜することがないよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、マイナンバー制度に係る自治体への財政支援の充実や信頼確保に取り組むよう、国に対して働きかけていきます。</p>	令和の改新戦略本部(デジタル基盤整備課)
2	物価高騰対策、地域経済の再生など喫緊の課題へ取り組むための財政需要に対する措置について 《重点要望項目》	<p>物価高騰が長期化しており、市民生活に大きな影響を及ぼしている。地方自治体が、引き続き切れ目のない物価高騰対策を進めつつ、喫緊の課題である、こども・子育て施策の総合的強化やデジタル化の推進、公共施設等の老朽化や激甚化する自然災害への対応、地域の実情に応じた地方創生などに取り組むためには、財源が大幅に不足することが見込まれる。また、人件費や労務費の上昇による財政需要の増加も財政運営を圧迫している状況にある。</p> <p>については、こども・子育て政策や地域経済対策経費の基準財政需要額算入や、人件費や労務費など増加する財政需要の適切な反映などによる地方交付税配分額の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分など、特段の財政措置を講じていただくようお願いしたい。</p>	継続	<p>物価高の長期化により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえた重点支援地方交付金の拡充、各種エネルギーの価格抑制対策の実施、こども・子育て対策の強力な推進等の地方創生のさらなる推進について、令和7年8月8日に内閣府へ要望を行いました。</p> <p>また、人件費及び労務費の上昇、デジタル化の推進、公共施設等の老朽化、激甚化する自然災害対応などに必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するため、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう8月7日に総務省へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き鳥取県内自治体の財政需要等をふまえた財政措置を国に働きかけていきます。</p>	地域社会振興部 (市町村課)
3	インターネット上の人権侵害の救済について	<p>現在、インターネット上には、個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害、ヘイトスピーチ、同和地区の所在を示す情報など人権侵害となる情報が多数存在している。これら情報の削除はプロバイダの判断に委ねられており削除が進んでいない状況である。</p> <p>法改正に伴い大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化、運用の透明化を義務づけることとされたが、被害者の迅速な救済のため、プロバイダが削除を行うにあたっての負担の軽減（賠償責任の免責）等も含めた実効性のあるものとしていただきたい。</p> <p>その他の様々な人権侵害に対しても、迅速に人権救済を図ることができるよう、実効性のある総合的な人権救済制度の確立をお願いする。</p>	継続	<p>令和7年4月に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化、運用の透明化が義務づけられました。</p> <p>しかし、侵害情報の送信防止措置（削除等）の内容については、依然としてプロバイダ等に任せられていることから、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に講じるよう従前より毎年度要望を行っており、今年度も総務省及び法務省に対して要望を行うこととしています。</p> <p>また、様々な人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度の確立についても全国知事会を通じて同様の要望を行っており、引き続き国に要望していきます。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
4	部落差別解消推進法の取組について	<p>部落差別の解消に向けて様々な市民啓発を行っているが、差別事象は後を絶たない。新型コロナウイルス感染症発生以降、生活様式の変化や社会的なつながりの希薄化など、人権課題は複合化、多様化している。社会情勢は大きく変化しており、これに対応した部落差別を解消するための教育や啓発をあらためて講じられたい。</p> <p>部落差別等の不適切な書き込みに対しネットモニタリングを実施しているが書込の数は膨大であり、より効果的・効率的な取組となるよう、例えばネット上の差別的書き込みを検索・発見する監視ツールの活用などに必要な財政措置を国にお願いしたい。</p>	継続	<p>デジタル社会の進展に伴い、インターネット上の誹謗中傷や差別表現の流布などの人権侵害、部落差別が生じています。この様な部落差別を解消するため、デジタルメディアリテラシー向上を目的に開設した普及啓発サイトに、インターネット上の部落差別をテーマとした事例を掲載して啓発を行っています。本年5月末時点での情報流通プラットフォーム対処法の規定により9者が大規模特定電気通信役務提供者に指定されたことから、今後指定事業者が公表する削除基準の運用ルールがどの様な内容になるか注視しているところです。</p> <p>また、ネット上の差別書き込みの対応については、悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、国が人権侵害に係るネットモニタリング体制を構築するよう、全国知事会を通じて要望を行っており、引き続き国の動向を見ながら要望を行っていきます。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)
5	犯罪被害者等に係る支援について	<p>犯罪被害者等支援については、国、地方自治体、関係機関等の連携協力の強化のほか、犯罪被害からの早期回復を図るための即応的な財政支援が不可欠である。現在、県下では見舞金制度を持たない自治体もあり、県内統一的な運用が望ましい。</p> <p>については、①県等による犯罪被害者等給付金の一括支給、②各市町村が実施する生活支援経費の助成措置、③犯罪被害者等からの相談や心理的ケアなどを行う専門職員やコーディネーターといった専門人材の確保・育成、地方自治体への人材派遣など、財政的・人的支援の充実強化をお願いしたい。</p>	継続	<p>犯罪被害者への支援金等の給付については、国制度見直し後においてもなお不足する部分があることから、県・市町村が連携して県内統一の支援制度を創設すること等について、市町村や関係機関にも意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>被害直後から必要となる配食、介護、保育等に係る当面の生活支援については、県において直接支援制度を創設しており、今後さらなる支援制度の充実を検討していくなかで、市町村の意見も伺いながら、県と市町村による支援について整理していくと考えています。</p> <p>また、県犯罪被害者総合サポートセンターには、社会福祉士等の専門人材を配置しており、引き続き、市町村が行う相談対応等のサポートや研修会を開催する等、市町村とともに支援体制の強化を図っていきます。</p>	生活環境部 (くらしの安心推進課)
6	性的マイノリティの方への支援体制について	<p>同性カップルの婚姻は、法令（民法、戸籍法）上認められておらず、婚姻による各種サービスや社会保障が享受できない不利益が生じており、性的マイノリティの生きづらさの一因となっている。</p> <p>性のあり様に関わらず、個人の尊厳に基づき等しく権利擁護が図られるよう、婚姻制度の見直しや税法上の扶養控除などに関する法整備や社会保障制度の見直しを図られたい。また、県内自治体で事務取扱いに違いがあるため、県内統一的な運用が望ましい。地域社会において性の多様性への理解が進み、同性カップルやその家族に対しても、行政サービスや民間サービスの提供が適切に行われるよう啓発や取組の促進を図られたい。</p>	継続	<p>性的マイノリティに係る法制度については、国において検討されるべきものであると考えており、全国知事会からも多様性への配慮に係る全国統一の方針や取組を提示するよう要望するなど国へ働きかけているところです。</p> <p>性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会を実現するために、県民や企業を対象とした普及啓発に引き続き取り組むとともに、県内自治体とも協議し、統一した事務取扱について検討していきます。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
7	隣保事業の相談支援機能の強化について	<p>隣保館は、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点として高齢者、障がい者、生活困窮者など地域における社会的弱者の生活上の各種相談や人権啓発に係る取組などを総合的に行うものとされており、地域共生社会の実現に向けた重要な支援機関である。</p> <p>隣保館が、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制づくりを進めるために、例えば相談支援体制の構築具合や相談件数の実績などに応じた補助制度の創設など、インセンティブ効果のある財政的支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点として重要な役割を担っていることから、これまでも、隣保館が地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりを推進するために、鳥取県隣保館相談支援機能強化事業による必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や、地域の隣保事業を牽引するリーダー的な職員を養成する研修を行うなどの支援を行っています。</p> <p>隣保館の整備及び事業の充実に対する支援については、国に対し全国知事会を通じて要望しているところですが、今後も、隣保館相談支援機能強化事業がより効果的なものとなるよう検討していくとともに、財政的支援についても国に働きかけていきます。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)
8	気象警報・注意報の発表区域の細分化について	<p>本市では、以前より気象警報や注意報の発表区分の細分化について要望しており、県からは、市・気象台・県の三者での検討の場を設けるよう気象台に働きかけを行う、との回答をいただいている。しかし、その後も検討の場を設ける動きは見られず、現時点で本市への情報提供も皆無の状況が続いている。</p> <p>気象情報は、市民の最適な避難行動を促すうえで最も基本的かつ重要な情報であり、その精度をさらに高めるためにも発表区分の細分化は必要不可欠である。</p> <p>については、早期に発表区分の細分化を実現いただくよう、県から気象台に対して所要の検討の実施を強く働きかけていただきたい。</p>	継続	<p>「気象警報・注意報の発表区域」（二次細分区域）は、鳥取地方気象台が決定しており、市町村長が行う避難指示等の防災対応の的確な判断や住民の自主的な避難行動を支援するため、原則、市町村単位に設定されています。なお、鳥取市北部と南部は気象（災害・地理）特性が異なると考えられることから、分割されているところです。</p> <p>発表対象区域の細分化は、気象庁が県、市町村と協議した上で定めることになるため、鳥取地方気象台に検討の開始に向けた手続きについて確認するなど働きかけを行っています。</p>	危機管理部 (危機対策・情報課)
9	県有施設の避難所利用の推進について	<p>災害救助法では、同法が適用された場合の救助の実施主体は都道府県とされており、そのため、利用可能な県有施設は、避難所として無償で提供されることが可能であると考える。</p> <p>しかし、現状において避難所として利用しているのは市有施設が主であり、また過去には県有施設が有償で避難所とされた事例もあるなど、県有施設の有事使用については県・市町村間で十分な共通認識がなされていない。</p> <p>については、災害時に利用可能な県有施設は、積極的に利活用できるよう平時から調整いただくとともに、施設利用時の県と市町村との役割分担や経費負担などについて改めて整理、検討し、市町村と十分な情報共有をお願いしたい。</p>	継続	<p>災害時の県有施設の利用に係る費用負担について、指定管理施設については、指定管理者の届け出により利用料の減免を制度化できますが、避難所としての利用期間や利用範囲等が災害状況により左右され、利用料の減収分を事前に見込むことが難しく、指定管理料の算定等に影響が出るなど、減収分の費用負担の面で課題があります。</p> <p>一方で、広域自治体として市町村の災害対応を支援する観点から、災害の規模等に応じて市町村の負担軽減を柔軟に検討したいと考えていますので、災害時に個別にご相談ください。</p> <p>また、県有施設の避難所利用については、これまで利用可能な施設の市町村への情報提供や、避難所の指定に係る協力等を行ってきたところであります、引き続き、市町村へ協力していきたいと考えていますので、各施設の利用時における役割分担など調整が必要な点がありましたら個別にご相談ください。</p>	危機管理部 (危機管理政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
10	市町村防災施策への財政支援の強化について	<p>本市の緊急情報伝達の基本設備である防災行政無線は、財源として、緊急防災・減災事業債（充当率100%交付税措置70%）を活用してきた。しかし、同事業の事業期間は令和7年度までとされており、今後、防災行政無線の更新も順次見込まれることから、令和8年度以降も事業継続するよう国への働きかけをお願いしたい。</p> <p>また、本市の防災備蓄の財源については、県防災危機管理対策市町村交付金を充当しているものの、補助率は約1/4に留まっており、3/4は自主財源での対応となっている。</p> <p>昨今の大規模災害の教訓から分散備蓄の推進が求められており、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が創設されたものの、補助対象資機材が10万円以上に限定されるなど活用が難しい。</p> <p>については、更なる備蓄体制の拡充やその他の防災対策を推進するため、国・県による支援の一層の拡充をお願いしたい。</p>	継続	<p>各市町村の防災行政無線は、市町村が定める地域防災計画に基づいて整備され、防犯を含む総務省が認める用途について住民への情報提供に係る有効な手段として運用されており、県として特別に支援することは考えていません。</p> <p>なお、緊急防災・減災事業債については、令和7年度までとされているところであり、延長や拡充について他自治体とも連携して国へ働きかけていきます。</p> <p>また、国等の支援状況を踏まえ、必要に応じて市町村への支援についても検討したいと考えています。</p>	危機管理部 (危機対策・情報課、危機管理政策課)
11	将来を見据えた地方創生の推進について 『重点要望項目』	<p>地方創生の実現には、少子化問題の克服が特に重要である。国と地方が一体となって、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会を実現するため、全国共通の課題に対し、国において真に実効性のある政策を総合的かつ強力に推進していただきたい。</p> <p>また、若者や女性にも選ばれるまちづくりなど、地方創生の取組の深化・加速化に向けて、地方が自主性・独立性を最大限発揮できるよう、地方財政措置の充実強化を図っていただきたい。</p> <p>さらに、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、必要額を確保するとともに、地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付すること。加えて、第2世代交付金については、作業負担の少ない申請様式への見直しなど、引き続き、申請手続の負担軽減を進めていただきたい。</p>	継続	<p>地方創生を実現するため、深刻化する人口減少問題を、国が責任を持って戦略的に挑戦・政策を再構築し、国と地方の適切な役割分担により、人口減少対策を、スピード感をもって強力に推進するよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、地域の実情に応じた施策を地方が継続的かつ主体的に進めしていくことができるよう、一般財源総額及び地方交付税総額の確保や地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実などについて、令和7年8月7日に国へ要望を行いました。</p> <p>さらに、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」については、地方創生の取組を一層深化、加速化できるよう必要額を確保するとともに、要件の緩和や申請簡素化を図ること等について、令和7年8月7日に国へ要望を行いました。</p>	令和の改新戦略本部 (令和の改新推進課、財政課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
12	民間企業や政府機関などの地方移転について	<p>地方の人口減少、特に20代の若者の転出超過は、民間企業の本社や政府機関、大学等が東京圏に集中していることが一因であり、近年でも東京圏への転入企業数が転出企業数を上回る状況にある。</p> <p>民間企業の地方移転や地方拠点の強化や魅力ある地方大学の創出等に加え、デジタル活用による地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワークの推進、第2弾の政府関係機関の地方移転の検討、さらには、東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置の推進を行うなど、地方への新しいひとの流れをつくる取組を積極的かつ継続して進めていただきたい。</p>	継続	<p>若者や女性にも選ばれる地域社会の構築、企業・大学・政府関係機関等の地方への分散、農林水産業を含めた高付加価値創出型経済への移行、賃上げに資する環境整備など、人口減少問題の構造的課題解決に向けて、人口流出に歯止めをかけ地方への人の流れをつくる社会減対策等を地方との適切な役割分担により強力に推進することについて、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、民間企業の地方移転等の動きが加速するよう、本県独自に民間企業の本社機能移転やサテライトオフィス・研究開発拠点設置に対する支援の枠組みを設けているところであるが、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出すためには、政府としての一層の取組強化が必要であり、今年度も引き続き8月8日に国に要望しました。</p> <p>さらに、大学の都市部偏在は正のため、地方における充実を図る方策を講ずることについて、今年度も引き続き、令和7年8月8日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、高等教育機関と連携し、地域を支え、地域で活躍する人材の育成及び定着に向けて、実効性の高い仕組みを実行していきます。</p>	令和の改新戦略本部 (令和の改新推進課) 政策統轄総局 (政策統轄課) 総務部 (教育学術課) 商工労働部 (立地戦略課)
13	連携中枢都市圏構想の推進について	<p>持続可能で個性豊かな圏域を形成するためには、急速な人口減少や変化する社会情勢に対応した連携の取組が重要であり、本市は、連携中枢都市圏の中心市として、圏域全体の発展につながるよう取組を進めているところである。</p> <p>令和3年4月に、連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置が一部改正され、連携市町村に対して講じる特別交付税措置の上限額が引き上げられた一方、措置率が1.0から0.8に引き下げられたほか、単独の連携市町村が全ての費用を負担している事業に係る対象経費に関する措置の除外が行われた。</p> <p>連携による地方創生の推進にさらに積極的に取り組むことが可能となるよう、連携市町村に対する財政支援の拡充をお願いしたい。</p>	継続	<p>連携中枢都市圏に係る国の財政措置は、取組の効果が圏域全体に還元されることを前提に、連携中枢都市に対して定住自立圏には措置されていない普通交付税が措置されているとともに、連携町に係る特別交付税が拡充されるなど、手厚い財政措置がなされているところでです。</p> <p>圏域全体の具体的な取組を進める中で支障が生じる際には、必要に応じ国への働きかけを検討しますので、御相談ください。</p>	地域社会振興部 (市町村課)
14	県立博物館の改修について	<p>国史跡鳥取城跡附太閤ヶ平の史跡地内に所在する鳥取県立博物館の改修にあたっては、本市が取り組む鳥取城跡周辺の歴史文化をいかしたまちづくりをはじめ、鳥取城・重要文化財仁風閣・久松公園の整備活用や管理運営に充分配慮し、一体感のある整備を行っていただきたい。</p> <p>また、県東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することが懸念されるため、博物館での美術分野の事業を維持していただきたい。</p> <p>併せて、鳥取県議会平成29年2月定例会議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」の議決に当たり付された鳥取県立美術館整備推進事業に係る附帯意見3について、引き続き、これを尊重するよう要望する。</p>	継続	<p>鳥取県立博物館の改修については、鳥取市が策定されている史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画や鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン等と整合を図るとともに、鳥取城跡周辺の施設と連携しながら、検討していきたいと考えています。</p> <p>また、美術館開館後も、博物館においては、通常展示での美術工芸品の展示及び美術部門の企画展開催や、市展・県展・ジュニア県展・あいサポート展などでの会場利用を継続しております。</p> <p>なお、県議会議決を尊重することは、県の執行機関として当然と考えております。</p>	教育委員会 (博物館)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
15	デジタルデバイドへの対応について	<p>全国の多くの自治体では、国のIT戦略に基づき地域のデジタルデバイドやブロードバンドゼロの解消等を目的に情報通信インフラを整備しており、本市では、これらの他、地上デジタル放送の難視対策も合わせ、全市域に「ケーブルテレビ網」を整備してきたところである。</p> <p>ケーブルテレビ網のインフラの維持にあたっては、老朽化に伴う設備更新や時代に合わせたFTTH化による通信事業の超高速インターネットのみならず、放送事業について、4K8K（次世代放送サービス）や、高齢者が普段使い慣れたテレビと高速・大容量通信を融合させた新たな自治体サービスを展開していくための重要なインフラであり、放送と通信の同時整備は必要不可欠である。</p> <p>設備の整備だけでなく、FTTH化整備後に、既存HFC設備の撤去、後年には設備の民間譲渡や更なる設備更新など問題が山積しており、引き続き財政支援、指導をお願いしたい。</p>	継続	<p>民間移行に必要な設備の更新に係る経費については国の財政支援がありますが、それでもなお自治体の負担は大きいことから、民間移行を希望する自治体に対する財政支援を強化するよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、民間移行が困難な施設を継続的に維持するために必要となる更新費用等についても、負担が大きいことから光ファイバ網設備の機器更新費用等に対する恒久的な財政支援を行うよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、情報通信インフラに係る自治体への支援を充実するよう、国に対して働きかけていきます。</p>	令和の改新戦略本部(デジタル基盤整備課)
16	自治体基幹システム標準化に係る支援について 《重点要望項目》	<p>現在、ガバメントクラウドを利用した自治体基幹システムの標準化に向けて構築作業を進めている。</p> <p>標準システムへの移行にあたっては、ガバメントクラウド利用料や接続回線料などの経費が現行システムの運用経費と並行して必要となるほか、移行対象外システムで利用予定のデータセンター等とガバメントクラウドとの連携費用などが新たに生じるため、自治体基幹システムの標準化に関連して新たに発生する経費については、市の負担増とならないよう全額国の財政支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、標準化に伴い増大する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、地方自治体が標準化により自己負担の増加を余儀なくされることのないよう、国に対して働きかけていきます。</p>	令和の改新戦略本部(デジタル基盤整備課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
17	消費者行政における市町村の相談業務等に対する支援について	<p>消費者被害が複雑化・多様化する中で、高齢消費者等の見守り強化や啓発活動、相談体制の充実に加え、成年年齢の引き下げに伴う若年者への実践的な消費者教育の推進など、消費者を取り巻く状況の変化とともに発生している新たな事象や課題への対応が消費者行政に求められている。</p> <p>しかしながら、消費者行政の推進にかかる事業への交付金の活用期間には年限があり、事業継続のためには自治体の自主財源による負担が年々増加するとともに、強化事業分についても、基本的に単年度の取組みが対象で前年度と同じ内容の事業は採択されない等の制限により、継続的な啓発事業に活用することが困難となっている。</p> <p>国においては地方消費者行政強化交付金の活用期間の延長や新たな制度の創設等、地方自治体の消費者行政の充実のために継続的かつ実効的な財政支援をお願いしたい。</p> <p>また、県においては、国に対する財政支援の働きかけをお願いするとともに、今後、消費生活相談員の高齢化が進み、消費生活相談体制の維持が困難となっていく中、相談員の人材確保及び県内の消費相談体制の充実が図られるよう、県として必要な支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>地方消費者行政強化交付金のうち、推進事業については、令和7年度に県内全ての市町村で活用期間が終了するため、財政状況によっては事業が継続できなくなる市町村が現れることが懸念されます。また、強化事業は、社会のデジタル化・高齢化の進展等により新たに発生している課題に対応することが主な目的で、活用に制限があるため、柔軟に活用できるよう制度の改善が望れます。</p> <p>県においても、ご要望にある現状を踏まえ、令和7年8月8日に以下のとおり国要望を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金（推進事業）の終了により、地方消費者行政が後退・縮小することのないよう、地方消費者行政を安定的に推進するための予算措置を講じること。 ・地方における消費生活相談体制を維持するため、消費生活相談員の確保や処遇改善、養成に資する事業を交付金の対象にするなど制度の改善を図ること。 ・国が進める消費生活相談デジタル化においては、システム保守・更新費用等、地方での運用に必要な経常的費用についても国が予算措置を行うこと。 <p>相談員の高齢化に伴う人材の確保については、県において令和4年度から「鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金」を実施し、資格取得に向けた支援を行なっているところです。</p> <p>また、県内の消費生活相談体制が将来にわたり持続可能なものとなるよう、市町村と一緒に、相談員の確保等の諸課題を踏まえた今後のあり方について検討を行なっていきたいと考えております。</p>	生活環境部 (消費生活センター)
18	放射性投棄物に関する法整備と、処理方法及び処理先の確立について	<p>当該事案は、平成25年1月、本市において放射性投棄物が発見され、処分方法・処分先等について県を通じ国へ照会したところ、放射性同位元素等規制法では投棄物が自然由来の物であり法の対象外、また、原子炉等規制法では放射線量が低く法規制の対象外との見解であったもの。</p> <p>令和元年に国から「一定の要件」を満たせば、廃棄物処理法の対象とはならないものの、当面の間、通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差支えないとされ、投棄場所の地権者から早期撤去を求めるなか、市有地等への移転を複数箇所検討したが、周辺住民等の理解が得られず、投棄場所に仮保管している状況に変わりなく、処分先の確保も困難な状況である。</p> <p>地域住民の理解が得られ、安全・安心な処分の実現に向け、国が責任をもって、処理できる制度を確立されるよう働きかけをお願いしたい。</p>	継続	<p>本事案については、これまで国に対して法整備などのルールづくりや国による処理・処分などについて要望してきたところです。令和元年6月に国から本事案に対する考え方を示した事務連絡文書が発出されました。今後も関係法令の対象とならないレベルで放射性物質を含む投棄物が発見される可能性があることから、適切・円滑に処理できる仕組みや制度を整えるよう、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。</p>	生活環境部 (環境立県推進課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
19	地域生活支援事業における確実な財源措置について	地域生活支援事業は、原則、国50%、県25%、市25%の負担割合で事業を実施することとされているが、50%の国庫補助が確保されず、事業に係る市費負担が年々増大している。 地域の実情や利用者のニーズに応じて実施する事業が円滑に行えるよう、国庫補助の拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。	継続	令和6年度国予算において、当該国庫補助金（本体事業に限る。）は前年度の1億円減の444億円余で、同年度の本県における県及び市町村の充当率は約51.35%となっています。市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう必要な財源措置を講ずることについて、令和7年8月12日に国へ要望しました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 (障がい福祉課)
20	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止・軽減化	NHK放送受信料の減免申請には、国からの協力依頼により無償で行っているが、証明のために対象者（申請者）の障がいの程度、世帯状況、課税状況等を確認する必要があり、関係部署との調整が必要になるなど事務作業に多大な時間がかかり、本来業務に支障をきたしている。 令和6年3月に示された措置により、WEBにてマイナポータルと連携した半額免除申請が開始されたが、事務の軽減となっていない。マイナポータルを活用し連携することで、市町村窓口に出向かなくても24時間手続きが行えるとともに、市町村窓口での証明業務の廃止・軽減化に向けた見直しを行っていただきたい。	継続	減免申請手続きにあたっては、令和3年10月から市町村窓口で免除事由該当証明を受けることなくNHKへの申請書郵送が可能となるなど、少しずつ見直しが進んでいると承知しています。 今後も、申請手続きの効率化について県としても注視していきます。	福祉保健部 (障がい福祉課)
21	有料道路通行料金の割引措置に係る市町村証明事務の廃止・軽減化	有料道路通行料金の割引措置には、国からの協力依頼により無償で行っているが、本来は有料道路の管理運営を行う各社で実施すべき事務を、福祉事務所等が代行して手続きをしている。手帳の写しの添付等により対象者がすでに障がい者であることの証明はされており、郵送や電子申請により手続きが可能であることから、市町村窓口での事務の廃止・軽減化に向けた見直しを行っていただきたい。	継続	割引措置の手続きにあたっては、令和3年11月から更新申請手続きの提出書類の一部簡素化が行われたり、令和5年3月からマイナポータルと連携したWEB上のオンライン申請（ETC利用登録者対象）が開始されたりするなど、少しずつ見直しが進んでいると承知しています。 今後も、申請手続きの効率化について県としても注視していきます。	福祉保健部 (障がい福祉課)
22	国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置（ペナルティ）について	地方自治体が条例により実施している医療費助成制度は、少子化対策、生活弱者対策として地方が地域の実情に応じて行っているものであるが、現下の社会情勢においては、必要かつ不可欠な制度となっている。 子どもの医療費に係る国庫支出金の減額措置（ペナルティ）については、令和6年度から高校生世代までを対象として廃止されたが、生活により支援が必要な障がい者やひとり親家庭の医療費に係る減額措置については、見直しの議論の対象とはなっていない。国保に係る国庫支出金が減額されることのないよう見直しをお願いしたい。 また、この減額措置は、県と市町村の共同事業で成り立っている医療費助成制度に伴うものであり、また国保の都道府県化により直接的には県、間接的に市町村が受けているもののため、市町村に納付金として全額を負わせることなく県も応分の負担をしていただき、被保険者の国保料の超過負担を解消していただきたい。	継続	特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止について、あらゆる機会を捉えて国へ要望した結果、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止されたところです。 今後も引き続き国に対して国庫負担金の減額調整措置の廃止に向けてしっかりと要望していくこととしており、今年度も令和7年8月12日に国に対して要望を行いました。また、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。	福祉保健部 (医療・保険課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
23	保険者努力支援制度におけるこどもの医療費適正化に向けた評価の見直しについて 《重点要望項目》	<p>国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金が交付される制度として、平成30年度より本格実施されているものであるが、令和7年度分において、市町村の取組内容を評価する指標のうち、地方単独事業として実施しているこども医療費助成について、外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている場合に配点する評価指標が新設された。</p> <p>鳥取県内の市町村では、令和6年度からこどもにかかる医療費を無償化し自己負担をなくしていることから、この評価指標においては、配点されない。</p> <p>こどもにかかる医療費を無償化することは、こどもたちが安心して必要な医療を受けることができ、すべての家庭が平等に子育てしやすい環境を提供するものである。外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている場合に配点する評価は、子育て支援策の趣旨に逆行するものであるため、直ちに見直していただきたい。</p>	新規	<p>国民健康保険の保険者努力支援制度に係る取組評価指標については、外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている場合に配点するといった評価となっており、子育て支援策の趣旨に逆行するものであることから、直ちに見直しを図るよう、令和7年8月7日に国に対して要望を行いました。</p> <p>あわせて、小児医療費助成制度については、少子化対策の重要な施策であることから、国の責任において、小児医療費に関わる全国一律の助成制度を創設するよう引き続き要望しました。</p>	子ども家庭部 (家庭支援課)
24	佐治診療所及び鳥取市立病院への医師派遣について	<p>令和8年度以降も鳥取市佐治町診療所への自治医科大学及び鳥取大学特別養成枠を卒業した医師の派遣を継続していただきたい。</p> <p>また、鳥取市立病院は、多くの診療科で専門医が不足しており、独自の奨学金制度など、医師確保に向けた様々な努力を続けているが、大変苦慮しているのが実情である。</p> <p>近年では内科医も減少しており、佐治町診療所に加え、鳥取市立病院への自治医科大学または鳥取大学医学部医学科（特別養成枠）卒業の内科医師の派遣をお願いしたい。</p>	継続	<p>自治医科大学卒業医師及び県特別養成枠の医師の派遣先については、派遣可能な医師数の範囲内で、各市町村からの要望及び各自治体立病院・診療所の医師確保状況等を踏まえて決定することとしています。</p> <p>令和7年度も昨年度同様、佐治町診療所に加え、東部医療圏の医療体制の維持・確保を図る観点から、鳥取市立病院にも内科医（1名）派遣を行っているところです。</p> <p>令和8年度についても派遣可能な医師数及び各市町村からの要望状況等を踏まえ、対応を検討します。</p> <p>なお、県は昨年10月、鳥取市、岩美町、智頭町、日本赤十字社鳥取県支部及び鳥取大学と、東部医療圏の効率的な医療提供体制の確保を図る観点から、東部の病院が医師の育成・確保等に連携して取り組むための医療連携協定を締結したところであり、本協定をもとに引き続き病院間の医師の相互派遣等の仕組みづくりを進めてまいります。</p>	福祉保健部 (医療政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
25	国保総合システム更改に対する国の財政支援について	<p>各都道府県国民健康保険団体連合会が運用する国保総合システムについては、令和3年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という）との審査支払業務を整合的かつ効率的に運用するため、更改作業が行われているところである。</p> <p>同工程表には、支払基金との審査支払領域の共同利用を開始する次々期の更改も盛り込まれているが、この開発経費を各保険者に転嫁すると保険料（税）の引き上げに繋がるため、財政基盤が脆弱な国民健康保険はさらに厳しい財政運営を強いられることが想定される。</p> <p>このため、持続可能かつ安定的な国保制度の堅持のため、引き続き、国の責任において必要な財政支援措置を講じることを求める、要望を継続するものである。</p>	継続	<p>「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会公表）によれば、第一段階（令和5年度～）の国保総合システムのクラウド化及びレセプト受付領域の共同化等に引き続き、第二段階（令和6年度～）の審査・支払領域の共同利用のためのシステム更改が行われているところです。</p> <p>今後もシステム構成を見直すなど効率化・クラウド最適化が図られることとされています。これらのシステム更改は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、今年度も8月12日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)
26	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成について	<p>認知症高齢者の増加が見込まれるなか、低所得者に配慮した認知症対応型共同生活介護事業所の利用環境を整備する必要性が高まっている。</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業としては、介護保険地域支援事業（任意事業）で利用者の負担軽減を図る事業の実施が可能とされているが、地域支援事業（任意事業）の交付金には交付上限額があることにより、市町村等によっては、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等の助成事業の実施が困難な状況にある。</p> <p>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月に施行され、「共生社会」の実現に向け、今後ますます重要性が高まる認知症対応型共同生活介護を必要とする低所得者への負担軽減が確実に行えるよう、地域支援事業の交付金上限額の緩和または当該事業を包括的支援事業（社会保障充実分）の認知症総合支援事業に位置付けるなど、確実な財源確保をお願いしたい。</p>	新規	<p>個別協議により例外的に認められる上限を超えた地域支援事業交付金の措置について、一定の上限引上げがされているところですが、県でも、市町村が介護予防事業に積極的に取り組めるよう、令和7年8月12日に国に対して要望を行いました。</p>	福祉保健部 (長寿社会課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
27	生活保護制度における夏季加算の創設について	<p>原油価格や物価の高騰による光熱費の高止まりは継続しており、国による「電気・ガス価格激変緩和事業」は令和6年度は「電気・ガス料金負担軽減支援事業」として事実上継続されたが、今後は不透明な状況である。</p> <p>気候変動適応法が改正され、熱中症への対策を一層進めていく必要がある中、夏季におけるエアコン等の冷房機器の使用については、電気代の負担が大きいという理由で使用を控えているケースも見受けられる。</p> <p>要件を満たした場合には家具什器費として支給が認められているエアコン等の冷房機器を有効に活用させ、健康管理を促すことは有効であると考える。</p> <p>このことから、夏季における電気代等の増加需要実態調査を行い、増加需要が認められた場合にその需要を満たす金額を支給するため、夏季加算を創設していただきたい。</p>	継続	夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、今年度においても、令和7年8月12日に国に対して要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)
28	物価高騰における保育施設への支援について	ウクライナ侵攻や急速に進んだ円安などの国際情勢をきっかけとして、原油価格等の光熱費の高騰が続き、物価高に拍車をかけている。保育園、認定こども園等の保育施設では、運営費の増加により保護者や事業者の負担増につながっている。保育施設等の運営費については、国の公定価格によって示されるものであることから、物価高騰への対策について、国の施策として支援をお願いしたい。	継続	令和7年度当初予算において国交付金を活用し保育施設に対する物価高騰支援を行っているところですが、光熱費や食材の高騰が続いていることから、物価高騰への対策について国の方針として支援を行うよう、引き続き、令和7年8月15日に国に対して要望を行いました。	子ども家庭部 (子育て王国課)
29	幼児教育・保育の無償化における満3歳児の無償化開始時期について	<p>幼児教育・保育の無償化は基本的に小学校就学前の3年間分の利用料を無償とする制度である。その対象は子ども・子育て支援法施行令により規定されているが、保育の必要性は問わず幼稚園等での教育を受ける教育標準時間（1号）認定の子どももは満3歳になった日からとなっており、一方で保育の必要性があり保育園等での保育を受ける保育（2号）認定の子どももは満3歳になった日の属する年度の翌年度4月となっている。</p> <p>近年、教育標準時間（1号）認定子どもと保育（2号）認定子どもが混在する認定こども園が増加している中で、同じ満3歳にもかかわらず、区分認定の違いにより扱いが異なることは利用する保護者にとって分かりづらく、不公平感に繋がるものであることから、国として満3歳児の無償化の開始時期について今一度整理をされ、統一した扱いをしていただきたい。</p>	継続	教育標準時間（1号）認定と保育（2号）認定の子どもの満3歳の取扱いの違いに対する不公平感も踏まえ、幼児教育・保育については、完全無償化を実現し、支援を全世帯に拡大するよう、引き続き、令和7年8月7日に国に対して要望を行いました。	子ども家庭部 (子育て王国課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
30	無料低額診療調剤処方費の助成制度について	<p>無料低額診療事業において、経済的理由により適切な医療等が受けられない方が無料または低額で受診できるものの、院外処方薬は対象外であり患者負担が大きく、治療しない・治療中断するケースが発生している。薬代の負担を軽減し、適切な治療により疾病の重症化を未然に防ぐことは、健康寿命の延伸・中長期的な医療費の抑制が図られ、健康で働き続けることができる人材の確保につながる。</p> <p>県においては、令和7年度発足の「令和の改新プロジェクトチーム」で「安心して住み続けられる生活基盤づくり」を柱の1つとされており、特に孤独・孤立対策については、令和5年から全国に先駆けた取組の展開を図られているところであり、無料低額診療調剤処方費の助成は、社会的に困窮している方をセーフティネットにつなげる効果が期待できると考える。</p> <p>以上のことから、生活に困難を抱える人々に対する包括的な支援として無料低額診療調剤処方費の助成を検討されるよう国への働きかけを継続していただきたい。</p>	継続	<p>無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、今後の国の動きを注視していきます。</p> <p>なお、生活困窮者の支援については、地方自治体が実施する地域の状況に応じた取組への継続的な財政措置や国の責任における給付金等を含めた支援策の検討実施について、これまで国に対して要望を行っており、今年度も令和7年8月12日に国に対して要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)
31	新型コロナワクチン接種に要する経費等に対する財政措置について	<p>新型コロナワクチンの予防接種については、令和5年度までは全額国費負担、令和6年度は1回当たり8,300円の助成のもと実施してきたが、令和7年度においては助成を行わないことが示された。</p> <p>接種費用の増大は市町村財政に大きな影響を与えるだけでなく、自己負担額が高額となれば接種希望者の接種意欲の低下を招くことが懸念される。接種希望者が安心して接種できるよう財政支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>令和6年度の新型コロナワクチンの定期接種化(B類疾病)、令和7年度の新型コロナワクチンの国助成金の廃止により、市町村の財政負担が増加しており、市町村が決定する被接種者の自己負担額にも影響を与えかねない状況と認識しています。</p> <p>市町村が適切な自己負担額を設定し、予防接種を必要と考える対象者が接種しやすい環境づくりのため、市町村への助成等、確実な財政措置について、国に対して令和7年8月12日に行いました。</p>	福祉保健部 (感染症対策センター)
32	薬機法改正への対応について	<p>令和7年度に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正が予定されているが、システム改修や条例改正等へのスムーズな対応のため、改正に当たっては速やかな情報共有をお願いしたい。</p>	新規	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正については、今後3年間で段階的に施行される予定です。</p> <p>本改正においては、医薬品の販売行為の一部(商品の受渡し)の業務を行う店舗の登録、薬局における調剤業務の委受託等が可能になるなど、新たな業態の新設に伴うシステム改修や手数料の新設、監視業務の体制整備などが必要であると認識しています。</p> <p>これらの対応においては、改正法の施行スケジュールに合わせた対応が必要なことから、今後発出される関係政省令、通知等も含め国の動きを注視するとともに適宜情報収集を行っていきます。</p> <p>またこれらの情報は貴市に提供するとともに、円滑に対応できるよう、引き続き貴市とも連携を図っていきます。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
33	狂犬病予防法の特例制度について	法改正により、令和4年6月1日から犬猫等販売事業者に対し、犬猫へのマイクロチップの装着が義務化され、自治体の判断でマイクロチップを鑑札と見なすことが可能となった。現状では、マイクロチップの登録手数料は国の指定登録機関、犬の登録手数料は各自治体が請求徴収しており、飼い主が混同しやすい。また、徴収のタイミングが後となる犬の登録手数料は、新たな徴収事務の発生や未納発生が懸念される。飼い主の利便性向上及び自治体の事務削減を踏まえ、マイクロチップの登録申請と同時に指定登録機関で犬の登録手数料も徴収できるよう、体制の整備をお願いしたい。	継続	<p>市町村の判断で犬のマイクロチップを鑑札とみなすことができる特例制度は、狂犬病予防法に基づく犬の市町村登録と動物愛護法に基づくマイクロチップ登録を一度に行うことができるため、飼い主の負担が軽減されるメリットがあります。</p> <p>国は「令和6年地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、マイクロチップの情報登録等の機会を活用した犬の登録手数料の徴収について必要な措置を講ずると示しており、今年度、マイクロチップの情報登録システムに、犬の登録手数料を納付するための手数料納付サイトとの決済連携機能が付与される方針です。</p> <p>この手数料納付サイトには、各市町村が既に使用している任意の手数料納付サイトが利用できるほか、マイクロチップの指定登録機関である（公社）日本獣医師会が開発中の手数料納付サービスも今後利用可能となる見込みです。</p> <p>については、今後国が示す決済連携機能の活用や日本獣医師会が提供するサービスの活用を（公社）鳥取県獣医師会と協議の上、ご検討いただきたいと思います。</p>	生活環境部 (くらしの安心推進課)
34	地方の経済再生に向けた取組への支援について 《重点要望項目》	エネルギー・食料品を中心に物価高騰の影響が長く続いているなか、最近ではパナソニックや日産自動車などの大手メーカーがリストラや工場閉鎖などの大規模な経営改善計画を打ち出している。また、米国トランプ政権における関税措置により、日本の貿易に大きな影響を及ぼすと思われ、経済変動の影響を受けやすい地方産業においても経営面や従業員の生活等へ影響が生じることが考えられる。 国においては、その影響等について分析を行い、事業者等に対し迅速に情報提供するとともに、引き続き、地方の経済再生に向けた取組や事業者への支援に対する財政支援をお願いしたい。	継続	<p>県内経済の再生に向けては、地域経済変動対策資金を利用する県内中小事業者等の無利子化などを市町村協調で行うなど、県と市町村が調整・連携して取り組んでいるところであり、さらなる連携強化を図っていきます。</p> <p>また、物価高の長期化を踏まえた重点支援地方交付金の拡充、各種エネルギーの価格抑制対策、米国関税による地域経済への影響緩和など、知事会等の枠組みも活用するとともに、県としても令和7年8月8日に地方の経済再生に向けた機動的な対策を国に要望しました。</p>	商工労働部 (商工政策課)
35	地方の中小企業における労務費の価格転嫁が進む取組について	依然として県内の中小企業・小規模企業においては、原材料費の高騰や人件費の増加に対して、十分な価格転嫁が進んでいない状況にある。 経済の好循環を実現していくためには、物価高騰に負けない貨上げが必要であり、今後も実効性のある「取引価格の適正化」に向けた取組みを推進していただくようお願いする。	継続	<p>県では、今年1月に公正取引委員会・中国経済産業局など国の機関も出席する県版政労使会議を開催し、政労使が連携して価格適正化と貨上げによる経済の好循環実現を目指す機運醸成を図るとともに、具体的な取組として「持続的な経営力向上・貨上げ事業者支援補助金」のほか、相談窓口の設置、セミナー開催、国・県双方の支援施策の周知広報など、県内中小企業の価格適正化や貨金引上げを支援しており、企業間取引についても、パートナーシップ構築宣言やホワイト物流推進運動に取り組む企業の拡大を進めているところです。</p> <p>また、労務費を含む価格適正化の促進や持続的な貨上げにつながる施策の実施を国に要望しているところであり、今年度も令和7年8月7日を要望しました。</p> <p>貴市におかれても、引き続き管内企業の取組促進について御協力をお願いします。</p>	商工労働部 (商工政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
36	鳥取砂丘の交通環境の整備について	<p>本市は、国土交通省、鳥取県、鳥取県警察と鳥取市周辺渋滞対策協議会を設立し、毎年、ゴールデンウィーク等の大型連休時に鳥取砂丘周辺の交通渋滞対策を実施している。</p> <p>これまで砂丘東側を中心に対策してきたが、砂丘西側の滞在環境の向上を見据え、令和5年度より西側の交通渋滞対策等にも東側とあわせて取り組んでいる。引き続き鳥取砂丘全体の交通環境の整備、二次交通の充実、砂丘トンネルの美化化等に連携して取り組んでいただきたい。</p>	継続	<p>交通環境整備や大型連休時における鳥取砂丘周辺の渋滞対策については、貴市の取組や鳥取砂丘未来会議における議論も注視しつつ、引き続き貴市や国土交通省、警察など関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、令和3年12月に「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」を締結し、鳥取砂丘及び周辺エリアの駐車場確保や交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行うこととしています。</p> <p>今後も県市連携協議会で検討のうえ、交通環境整備の取組を進めていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課) 県土整備部 (道路企画課)
37	米政策により一層の推進について 《重点要望項目》	<p>本市は鳥取県と協調し、主食用米からの作付転換のさらなる推進や生産体制の強化、消費の拡大、水田の維持、新市場の開拓等、生産から販売までの総合的な対策に取り組みながら、生産農家の所得向上を目指している。</p> <p>しかし、生産コストの上昇など、稲作農家が所得を確保し経営を安定させていくためには依然として課題が多く、米づくりを取り巻く状況は引き続き厳しいものと考えている。</p> <p>また、本市の稲作農家は、兼業や小規模であるものも多く、特に中山間地域では担い手への集積・集約にも限界があることから、高齢化による離農と合わせた農家の大きな減少による生産減と耕作放棄地の更なる増加が今後急速に進行していくことを懸念している。</p> <p>については、米政策により一層推進するため、次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 稲作農家等がこれらの厳しい現状を乗り越えるためにも、米の消費拡大、ブランド化、販路拡大、農地の集積・集約、土地改良、作付転換といった取組について、市町や関係機関とより連携した推進をお願いしたい。 ② 営農規模を問わず、持続可能な経営を実現するため、集落営農や農地集積・集約が進めにくい地域において、比較的規模の小さい兼業農家や半農半Xによる就農者などが地域農業を維持することができる補助制度の制定など、従来の取組に捉われない多角的柔軟な米政策の構築をお願いしたい。 ③ 昨今のコメ不足解消に向け、米流通に係るJAの集荷率維持や農家へ対する概算金等の保証、販路拡大に係る農家独自の直販、ECやふるさと納税等導入支援をお願いしたい。 	継続	<p>① 本県でも農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中で、水田農業を持続可能なものにしていくために、将来を支える基幹的な担い手や中山間地域を支える多様な担い手の育成、スマート農業の推進、高温耐性品種への転換や温暖化対策、水田の多面的機能保全等、総合的に支援施策の強化を図っているところです。</p> <p>また、令和7年度6月補正予算において「令和の米増産緊急支援事業」を創設し、米の作付拡大に意欲的な農家の機械導入支援をしているところであります、さらに、9月補正においても追加の支援について検討していくこととしています。</p> <p>② 令和7年度より、中山間地域を支える水田農業支援事業について、地域計画に位置付けられた市町村が認める多様な担い手を対象として、面積要件の撤廃、現状維持を認めるなど、要件を緩和したことであり、引き続き事業を推進していきます。</p> <p>また、地域農業の維持のために近隣組織との合併や組織間での連携、地域外の担い手への事業継承などを視野に入れた取組への支援を令和8年度当初予算において検討していきます。</p> <p>③ 県内のJAでは、令和6年度から、米の集荷率向上と持続的な米作り実現のため、米の生産費相当を概算金として前払いする考え方を取り入れており、令和7年産米においても前年を上回る金額を設定されています。</p> <p>また、米のブランド化や販路拡大に意欲的な農家に対しては、県主催の展示商談会への出展支援や、県内外への販路開拓の取組支援を実施しているところです。</p> <p>今後も、市町村をはじめ関係機関との連携を強化しながら、本県の水田農業全体の収益性向上を図っていきたいと考えています。</p>	農林水産部 (生産振興課・経営支援課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
38	農林水産業の燃油・肥料・飼料・資材等価格高騰対策について	<p>飼料及び肥料の価格高騰は依然として農業経営を圧迫しており、継続的な営農を断念せざるを得ない生産者が増加傾向にある。</p> <p>そのため、農林水産物の適正な価格形成と持続可能な農業経営の実現に向けた抜本的な対策を講じていただくとともに、「みどりの食糧システム戦略」に掲げる環境負荷の低減を実現するため、海外の飼料や肥料に依存することなく、堆肥や緑肥等、国内資源への生産転換を加速するために県・市町村が取り組む諸施策に対する強力な支援策を講じていただきたい。</p> <p>また、配合飼料価格安定制度の継続と再生産可能な価格水準に下がるまでの間、畜産業者の飼料コスト上昇分を補てんする緊急対策を継続して行っていただきたい。</p> <p>併せて、国際情勢等による燃油価格高騰対策についても、農林水産業の経営継続・安定のため、農林水産業機械や設備等への対策を継続、拡充して行っていただきたい。</p>	継続	<p>国は、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立するため、令和7年6月に「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正し、令和8年4月の施行に向け、合理的な費用を考慮した価格形成等を推進するための具体的なルールや基準の検討を進めています。この国の制度について、実効性のある仕組みを行うよう、県内6団体（鳥取県知事、鳥取県議会議長、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、鳥取県町村議会議長会長）による国への要望を8月8日に行いました。</p> <p>加えて、県内においてJAグループ等と連携し、「鳥取県版フェアプライスプロジェクト」を昨年度に引き続き展開することで、県民の農畜産物に対する適正価格の意識醸成を図ることとしています。</p> <p>燃油等物価高騰対策、肥料等の国産化に向けた支援、配合飼料価格安定制度の見直し、酪農・養鶏に対する経営安定制度の強化、生産コスト上昇に見合った生産物価格での販売となるよう具体的な対策と国民的理解の醸成について、県内6団体（鳥取県知事、鳥取県議会議長、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、鳥取県町村議会議長会長）により令和7年7月11日に国に対し要望を行いました。引き続き国に対し機動的な対策を求めていきます。</p> <p>また、「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」に基づき、生産現場（生産者・产地）での環境づくり、有機・特別栽培農産物の販路確保や消費者等の理解促進、モデル的取組を行う地区への支援を行う「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」や、地域資源（家畜排せつ物等）の利用拡大に向けた取組を支援する「肥料価格高騰対策事業」の推進を図っています。</p> <p>さらに、畜産業者の飼料コスト上昇に対する緊急対策「畜産経営緊急救済事業」についても配合飼料価格の動向、今後の国の追加対策、新たな制度創設の実施状況を踏まえながら継続の可能性について検討します。</p> <p>燃油価格高騰対策については、燃油価格の動向、今後の国の対策等の状況を踏まえながら、現在実施している省エネ機器等の整備支援の継続について検討します。</p>	農林水産部 (農林水産政策課)
39	家畜伝染病の防疫措置のための予算確保について	<p>都道府県が実施する高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病防疫措置に対し、市町村は職員派遣等の協力をすることとなるが、これらに係る人件費については他の災害のような国費による財源支援がないため、各市町村では大きな財政負担となっている。</p> <p>このため、国は防疫措置にあたる都道府県に対して所要の財政措置を行うなど、都道府県が協力する市町村に対して必要な経費を負担できる体制を構築していただきたい。</p>	継続	<p>防疫措置に従事した地方自治体の人件費に対しては、国による財政支援の対象外となっていることから、本県でも全国知事会や中国地方知事会と連携して同様の要望を行っているところです。今後も機会を捉えて、引き続き国へ要望していきます。</p>	農林水産部 (家畜防疫課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
40	補助金事務の簡素化と周知等について	<p>農業施策に係る県補助事業では、市を経由して農業者・団体等へ補助金を交付する間接補助事業が多く、市も事業毎に県と同様に補助金交付要綱の制定、補助金事務等を行うため、膨大な業務量を強いられているとともに、スムーズな交付ができていない状況も見受けられる。</p> <p>また、農業者をはじめJA等関係者に対し事前に十分な意見集約や協議が行われないまま、市町村の義務負担を要する事業の制定や改廃が行われ、市町村の予算措置の遅延とともに制度制定後も農業者が必要とする適切な時期・期間に間に合わせず有効な支援につながりにくい状況となっている。</p> <p>については、県からの直接交付や市町村の裁量で交付できる交付金化等を速やかに制度化し、補助金等に係る事務について簡素化、効率化を進めていただくとともに、特に市町村の義務負担を伴う間接補助事業の制定や改廃については市町村に対して事前周知や協議を十分行っていただきたい。</p> <p>また、病害虫や自然災害等に対する緊急的な支援については、直接補助による実施や、市町村の予算措置を待たない方法による可能な限り迅速な支援を検討いただきたい。</p>	新規	<p>本県では、市町村と連携をとりながら、地域の実情に即した農業施策を進めており、地域農業と直接関わりのある市町村とともに事業を実施することが、農業者等にとっても現実的、効果的であると考えます。</p> <p>県は、引き続き、市町村とともに地域農業の推進に取り組んで参りたいと考えており、市町村負担を伴う県事業については、市町村の意向もよく踏まえて、個々の事業ごとに効果的な事業スキームを適切に判断していくとともに、事業の新設、見直し等において可能な限り速やかに事前周知を行う等、迅速かつ円滑な事業実施を図って参ります。</p>	農林水産部 (農林水産政策課)
41	市管理の漁港（第一種漁港）の航路・泊地浚渫に伴う事業制度の拡充について	<p>水産業は本市の重要な産業の一つであるが、日本海側特有の冬場の荒天により毎年大量の砂が航路、泊地に流入、堆積し、漁船の安全な航行に支障を及ぼしている。</p> <p>本市としては、安全な漁業環境を確保するため、毎年、航路、泊地の浚渫事業を実施しているが、これには膨大な費用を要するため、浚渫事業に関する支援制度の拡充並びに財政措置を講じていただきたい。</p>	新規	<p>県では、海岸保全の観点から貴市に対して浚渫に係る経費の一部を平成27年度から支援しているところです。なお、漁港の維持等に要する経費に対しては国から普通交付税が交付されていることから、浚渫に膨大な費用を要するという理由で支援制度の拡充や財政措置を行うことは考えていません。については、公共施設等適正管理推進事業など財源上有利となる事業の活用について検討をお願いします。</p>	県土整備部 (港湾課)
42	日本型直接支払制度の予算確保等について	<p>農村では人口減少や高齢化の進行により集落機能が低下し、農業・農村の維持が困難になってきている。そのような現状に対し、日本型直接支払交付金制度を活用し、農業・農村の持つ多面的機能の発揮を促進しているところではあるが、近年、事業を実施する活動経費が十分に配当されておらず満足のいく活動が出来ていない。また、複雑な事務処理が負担となり活動を断念する組織も出てきている。</p> <p>日本型直接支払制度をより一層推進するため、下記について要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業者にわかりやすい制度とすること。 (2) 事務処理に関する地域の負担を軽減すること。 (3) 特に中山間地域等直接支払に係る推進交付金の要望額に対する十分な割当てを維持すること。 (4) 多面的機能支払の長寿命化対策に係る交付金の満額配分を行うこと。 	継続	<p>県ではこれまで、活動組織を対象とした研修会開催や活動の手引き作成等、制度内容の理解を深めるための取組を行っておりますが、引き続き内容の充実を図っていきます。</p> <p>令和7年度の改正事項として、これまで事務負担の軽減要望が多かった多面的機能支払交付金に係る、活動計画書の様式変更や中山間直払との共通化などの簡素化が図られております。国は今後とも段階的に負担軽減策を進めていくこととされており、県も引き続き、その動向を注視していきます。</p> <p>また、令和7年度の中山間地域等直接支払交付金に係る推進交付金は、十分に予算配当されているところですが、引き続き、日本型直接支払交付金の予算確保及び事務の簡素化について国に要望していきます。</p>	農林水産部 (農地・水保全課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
43	高速道路ネットワークの整備推進について 『重点要望項目』	<p>① 山陰近畿自動車道 沿線住民の安全・安心な生活を支える基盤道路としてだけでなく、産業経済の発展や観光振興のため、計画延長全線の早期開通を推進していただきたい。特に、鳥取西道路の全線開通に伴い、「山陰近畿自動車道」と「山陰道」のミッシングリンクを解消する「南北線」整備の必要性が飛躍的に高まっている中、令和7年中に都市計画決定が行われる予定となったことから、一日も早い事業化と早期整備を強くお願いしたい。</p> <p>また、安全かつ円滑な交通を確保するため、対面通行区間におけるワイヤーロープ等の早期設置をお願いしたい。</p> <p>② 鳥取自動車道 鳥取自動車道の一部として暫定利用されている志戸坂峠道路について、豪雪、事故による通行止めや大規模滞留を防ぎ、走行性・安全性の向上を図るために、志戸坂峠防災事業を推進し、早期に整備を行っていただきたい。</p> <p>安全かつ円滑な交通を確保するため、暫定2車線の早期解消をお願いしたい。</p> <p>③ 山陰自動車道 安全かつ円滑な交通を確保するため、暫定2車線の早期解消をお願いしたい。</p>	継続	<p>(1) 山陰近畿自動車道 山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）については、住民からの意見に丁寧に対応し、都市計画手続きを進めているところです。都市計画決定後には速やかに事業化されるよう令和7年8月8日に国土交通省に要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>対面通行区間のワイヤーロープ設置については、国へ要望を伝えます。</p> <p>(2) 鳥取自動車道 冬期の交通確保や事故防止の観点から、志戸坂峠防災事業の早期整備について令和7年8月8日に国土交通省に要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>高規格道路の4車線化については、国の動向（無料の暫定2車線区間の整備に係る有料化方針）を注視しつつ方向性を検討していきます。</p> <p>(3) 山陰道 高規格道路の4車線化については、国の動向（無料の暫定2車線区間の整備に係る有料化方針）を注視しつつ方向性を検討していきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)
44	山陰近畿自動車道駆馳山バイパスへのインターチェンジ整備について	<p>鳥取西道路の全線供用開始、山陰近畿自動車道の整備促進など、高速道路ネットワークの広がりが進む中で、山陰海岸ジオパーク最大の目玉である鳥取砂丘への観光交流人口は、益々増加するところであり、より利便性の高いインターチェンジの設置により、賑わいが創出されることとなる。</p> <p>このインターチェンジにより、駆馳山バイパスと県道鳥取福部線などのネットワーク化が可能となり、若桜町から新温泉町など連携中枢都市間の移動が円滑になるとともに、鳥取市街地東側の外環状線としてのバイパス機能が強化され、市街地や鳥取砂丘周辺が渋滞緩和されることが期待される。</p> <p>また、消火活動や救急搬送時の時間短縮にもつながり、地域住民の生命、財産を守る上で大きな効果も望める。</p> <p>本市では福部地域の生活拠点としての機能強化に向けて、「福部町のまちづくり構想」を平成29年度に策定し、令和7年には、地域住民と連携し、高速ネットワークを利用したまちづくりについて具体的な方向を示す基本計画として「福部地域未来プラン」を策定したところである。</p> <p>については、連携中枢都市圏域全体の地域振興のため、新たなインターチェンジの整備をお願いしたい。</p>	継続	駆馳山バイパス福部IC～大谷IC間の新たなインターチェンジの整備については、貴市が中心となり検討を進められる地域のまちづくり構想において、ICの利活用に関する関係者の具体的な検討状況を踏まえ、事業主体を含めた今後の進め方を国土交通省や貴市と引き続き協議を進めていきたいと考えています。	県土整備部 (道路建設課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
45	一般国道29号バイパス建設促進	<p>国道29号は、鳥取市・八頭町・若桜町を繋ぐ鳥取県東部圏域の重要な幹線国道であるが、その一部区間である津ノ井バイパスは、西大路交差点から八頭町側は、2車線のため、通勤車両等による渋滞が日常的に発生し経済活動の障害となるとともに、緊急車両の通行にも多大な負荷がかかっている状況にある。</p> <p>令和6年度に一般国道29号津ノ井バイパス（広岡～西大路）の新規事業化され、令和7年度には地質調査、橋梁設計が予算化されているが、今後も引き続き事業を推進し早期整備をお願いしたい。</p>	継続	<p>国道29号津ノ井バイパスの早期整備について、令和7年8月8日に国土交通省に要望したところであり、引き続き国に働き掛けを行います。</p>	県土整備部 (道路企画課)
46	一般国道482号改良整備促進	<p>○佐治町細尾～尾際間の改良計画の策定促進。</p> <p>細尾～尾際間において、急カーブが連続し見通しが悪い点、また斜面崩落や落石、倒木等の危険を有する法面と豪雨による路面崩落等の危険を有する河川に挟まれた道路であるため、線形改良等の早期計画・事業化を要望する。</p> <p>○佐治町高山（加瀬木橋より下流付近）～佐治町森坪間の道路改良。</p> <p>佐治町高山（加瀬木橋より下流付近）～佐治町森坪の集落入口の間においては、令和5年1月に発生の大雪による大規模倒木の影響で、孤立集落が発生している。</p> <p>また、同年8月発生の台風7号豪雨においても、法面からの土砂流入及び河川氾濫による道路崩落等の甚大な被害が発生し、佐治町管内の主要交通網が寸断され、住民生活に重大な影響を与えており、本区間の道路改良を望む声は一層高まっている。</p> <p>より安全かつ円滑な道路交通環境を確保するための道路改良を要望する。</p>	継続	<p>○細尾から尾際間のうち、余戸地内においては、令和5年台風第7号による被害等を踏まえ、有識者（鳥取大学）の意見を参考に対応策の検討を進め、令和6年度から土砂流出対策事業を実施しています。</p> <p>また、令和5年度に実施した道路防災点検で抽出された尾際地内の要対策箇所については、令和7年度に事業化しました。</p> <p>その他の区間については、曲線半径は概ね基準値を満足していることから、現時点で線形改良の予定はありませんが、今後の交通状況等を踏まえながら、適宜、事業化の必要性を検討します。</p> <p>○高山から森坪間については、令和5年台風第7号による被害等を踏まえ、有識者（鳥取大学）の意見を参考に対応策の検討を進め、令和7年度に事業化しました。</p>	県土整備部 (道路建設課)
47	一般国道53号用瀬歩道拡幅整備促進（用瀬町用瀬地内）	離橋付近千代川側（113.9k～114.0k）の歩道拡幅整備	継続	国へ要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
48	中心市街地の渋滞緩和対策について	通勤・通学時に慢性的に渋滞が生じている県道若葉台東町線について、産業道路交差点以外の交差点における渋滞緩和対策を講じていただきたい。	継続	産業道路交差点の改良は令和4年度に事業完了しました。観音院入口交差点の改良事業については、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
49	(1) 都市計画道路大工町土居叶線（鳥取市富安1丁目～叶間）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	富安1丁目については、令和5年度に事業完了しました。吉成～叶間については、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 都市計画道路立川飯山線（鳥取市立川5丁目～岩倉間）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	<p>立川町五丁目交差点～卯垣交差点間にについては、令和7年度に事業完了する予定です。</p> <p>卯垣交差点から岩倉交差点間にについては、引き続き事業を実施します。</p>	県土整備部 (道路建設課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(3) 都市計画道路美萩野覚寺線（鳥取市安長～商栄町）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	安長～商栄町間については、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
50	1 主要地方道 (1) 「鳥取鹿野倉吉線」 ①高住～福井間	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	高住～良田間について、引き続き事業を実施します。 良田～福井間については、事業の必要性を検討します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 「鳥取鹿野倉吉線」 御熊～ゴルフ場入口	本路線は、鳥取市西地域と市街地を結ぶ重要な生活路線である。融雪装置の管理については、鳥取市御熊付近～旭国際浜村温泉ゴルフクラブ進入口付近間（約 1.5 km）の改善を図っていただいているところであるが、水量が少なく、十分な融雪ができていない箇所が見受けられる。利用者の安全確保のため早期に対策を計画し、改善に着手していただきたい。	継続	調査の結果、全面的な改善には大規模な修繕が必要であることが判明しました。そのため、引き続き修繕等を行い、現在の施設を運用していくとともに、必要に応じて機械除雪も併用し、交通に支障が生じないように対応します。	県土整備部 (道路企画課)
	(3) 「郡家鹿野気高線」下砂見地内	拡幅改良の早期完成	継続	引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(4) 「鳥取河原線」 服部地内	朝の通勤時にはまゆう前の三叉路で服部方面から北村地区の工業団地方面へ右折する車があるが、右折レーンが無いため、渋滞が発生している。右折レーンを設置するなど渋滞緩和対策を講じていただきたい。	継続	県道鳥取河原線（下味野工区）の事業進捗を考慮しながら、渋滞状況を確認し必要性について検討します。	県土整備部 (道路建設課)
51	2 一般県道 (1) 「御熊白兎線」 JR高架下狭隘部の改良	拡幅改良の事業促進、早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 「小河内加茂線」の改良整備	本県道は、観光宿泊施設さじアストロパークへの主要道路である。そのため、大型バスの往来も多く、対向車とすれ違う際に幅員減少・急カーブ等の危険な箇所（高山地内）があるため、危険箇所の拡幅改良について要望する。 なお、令和5年台風7号の豪雨により、法面からの土石流入及び河川氾濫による道路崩壊等の甚大な被害が発生し、佐治町管内の主要交通網（一般国道482号）が寸断された。 その際、佐治町古市～福園間ににおいて、当該県道が迂回路や緊急輸送路として大きな役割を果たしたため、より一層要望度が高まっている。	継続	高山地内の待避所設置については、引き続き事業を実施します。また津無から高山の区間についても同様の事業を実施していきます。 その他の区間については、待避所完成後の状況を見て必要性を検討します。	県土整備部 (道路建設課)
	(3) 「八束水勝見線」のバイパス新設	一般県道八束水勝見線は、浜村駅前から下原地区まで1車線の狭い道で、特に朝の通勤通学時間帯には交通量も多く大変危険である。家屋が隣接しており拡幅も難しいので、下原から新町1丁目を結ぶバイパスを新設していただきたい。（バイパス延長の約1/2は都市計画道路決定されている。）	継続	バイパスの新設については、現在段階的に進めている浜村駅前から下原地区までの幅員の狭い区間における拡幅や待避所設置の整備後の状況を踏まえて判断したいと考えています。	県土整備部 (道路建設課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
52	1 県河川 (1) 塩見川（福部町岩戸～栗谷）河川改修	特定都市河川の指定含め、あらゆる施策を検討し、早期完成をお願いする。	継続	<p>特定都市河川の指定及び流域水害対策について貴市と連携して検討するとともに、箭渓川合流部から上流の河川整備を推進し、早期治水効果の発現に努めますので、引き続き協力をお願いします。</p>	県土整備部 (河川課)
	(2) 清水川治水対策 (吉成南町地区)	貯留タンクの試験施工など地域住民の流域治水に対する意識の醸成を進めていただくとともに、監視システムの構築や、排水ポンプ車の優先配備に協力いただきたい。	継続	<p>清水川を含む大路川流域では、地域住民の方々と協働して流域治水の取り組みを進めており、美保南地区等との意見交換、雨水貯留タンクの試行設置、小学校等での防災学習を行い、意識の醸成を図っています。更なる住民意識向上のため、雨水貯留タンクの設置に対する助成事業創設を貴市と検討したいと考えています。</p> <p>また、樋門監視システムについては、引き続きシステム構築に向けて検討を進めます。排水ポンプ車については令和5年7月に追加配備しています。</p> <p>今後も、貴市と連携して治水対策を推進します。</p>	県土整備部 (河川課)
	(3) 佐治川の河床掘削・樹木等の伐採	特に、地区の総意で要望が挙がっている「古市・森坪・余戸・河本」地内の河床掘削（浚渫）・倒木撤去、樹木等の伐採をお願いしたい。（台風7号発生後は大量の土石の堆積も発生） 今後も台風7号豪雨と同程度以上の降雨による佐治川ダム緊急放流の可能性があるため、水害の未然防止と被害の軽減を図り、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、定期的に行っていただきたい。	継続	<p>県管理河川においては、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年補正～）等を積極的に活用し、河道掘削や樹木伐採を重点的に実施しています。</p> <p>令和5年の台風第7号により佐治川に堆積した土石については、災害復旧工事に合わせて土砂撤去を行っており、今後も適宜点検し必要な箇所の河道掘削等を実施します。</p>	県土整備部 (河川課)
	(4) 勝部川（青谷町）河川改修	勝部川河口の断面を確保するため、定期的な砂洲・河床の掘削等をお願いしたい。 また、掘削した砂を用いての養浜については、県が中心となって県漁協等との調整等をお願いしたい。 さらに、青谷町駅南地区、日置川右岸地区の浸水被害低減のため、日置川護岸の早期整備完了を要望する。	継続	<p>勝部川河口断面を少しでも確保できるよう、河口砂州の掘削及び青谷海岸等への養浜（サンドリサイクル）について漁業関係者、地元関係者等と調整を図る予定ですので、引き続き貴市の協力をお願いします。</p> <p>日置川護岸については、JR上流区間（左岸）の堤防整備及び樋門の改修が完了し、引き続き右岸側の整備を進めていきます。</p>	県土整備部 (河川課)
53	2 千代川 (1) 千代川の河床掘削	瀬戸川取水樋門周辺が、令和5年台風第7号により大量に土砂が堆積したため、早急に河床掘削をお願いしたい。	継続	国に要望を伝えます。	県土整備部 (河川課)
	(2) 用瀬町川中～三角橋南の改修について (河床掘削又は越水対策)	平成30年7月豪雨（千代川 用瀬町川中～三角橋南）及び令和5年台風第7号（佐治川 別府地内）では、佐治川ダムの緊急放流もあり、農地等への越水・護岸等の崩落が多く発生した。地域住民の不安の解消及び安全を守るため、河床の掘削、護岸のかさ上げ等の越水対策を実施していただきたい。	継続	<p>当該区間のうち、用瀬町樟原～宮原については、令和2年度に事業化し護岸改修を進めているところです。</p> <p>なお、河床掘削については、この改修状況や河川断面阻害率等の緊急性を勘案の上、実施について検討します。</p>	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(3) 国安地区の千代川堤外農地（3号地）について	国安地区では、大正7年の千代川氾濫により、大規模な築堤のために集落移転となり、河川敷に残された農地は新河川法に基づき河川区域に指定されている。その堤外農地は度々、台風や大雨の洪水により被災し、農地の流出等農家はその度に対応に苦慮している状況である。 については、地元管理となっている国安地区千代川堤外農地（3号農地）について、水災害リスクを低減するための治水事業として取り組んでいただきたい。	継続	千代川水系河川整備計画に記載されているとおり、「かわまちづくり」等に取り組まる場合は、貴市と連携して地元意見を十分に伺いながら、国と調整します。	県土整備部 (河川課)
54	1 急傾斜地崩壊防止、地滑り対策及び砂防事業の促進について (1) 竹谷川、堂谷川（下味野）治山事業	竹谷川の早期完成をお願いしたい。	継続	竹谷川は、下味野地区予防治山事業として、令和6年度から測量及び詳細設計に着手しています。 堂谷川は、現地確認の結果、渓岸侵食等が確認できなかったため、事業化は困難と判断しています。	県土整備部 (治山砂防課)
	(2) 下木原地区砂防ダム（国府町下木原）	早期完成をお願いしたい。。	継続	柳谷川は、令和6年度から測量及び詳細設計に着手しています。	県土整備部 (治山砂防課)
	(3) 奥谷川（横枕）砂防堰堤設置	本河川下流部の集落内水路の改修要望があるため、早期完成をお願いしたい。	継続	令和7年度より用地買収に着手する予定です。	県土整備部 (治山砂防課)
	(4) 河内右谷川（河内）砂防事業	地籍調査は当面期待できない。法務局に依頼するなど他の方法で所有者を探すことを検討いただき、事業を進めていただきたい。市で対応可能なことがあれば協力する。	継続	事業予定地内に地籍混亂地が存在することや所有者不明土地が存することが分かり、その対応に苦慮しているところです。引き続き、当問題の解決について貴市と連携し検討しますので、貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
55	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 宮原地区（用瀬町宮原）急傾斜地対策事業	地籍調査は終了したため、事業再開できるよう願いたい。	継続	令和7年度で地籍調査による登記が完了すると聞いていることから、完了後事業再開を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(2) 河内地区急傾斜地対策事業	地籍調査は当面期待できない。法務局に依頼するなど他の方法で所有者を探すことを検討いただき、事業を進めていただきたい。市で対応可能なことがあれば協力する。	継続	事業予定地内に所有者不明土地が存することが分かり、その対応に苦慮しているところです。引き続き、当問題の解決について貴市と連携し検討しますので、貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(3) 美歎地区（国府町美歎）急傾斜地対策事業	地籍調査は当面期待できない。法務局に依頼するなど他の方法で整理することを検討いただき、事業を進めていただきたい。市で対応可能なことがあれば協力する。	継続	地籍調査が見込めないため、地権者の同意・協力を得ながら事業を進める方法について、地元関係者と調整する予定です。引き続き、当問題の解決について、貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(4) 猪子地区（猪子）道路災害防除事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	道路災害防除事業については、定期的に点検を行い、優先順位を付けながら順次対策を進めます。	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(5) 横原地区（小原）急傾斜地対策事業	空き家に入居する可能性があると地区から話があったため、入居後、改めて依頼する。	継続	県で実施するための事業採択要件（入居家屋数等）が確認できれば必要性等について検討しますが、緊急を要する場合は市町で実施可能な事業もあるため、貴市と連携し検討していきます。 また、事業にあたっては、地元合意形成について貴市の支援及び調整をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(6) 塚の原地区、青滑地区（用瀬町安蔵）急傾斜地対策事業	早期完成をお願いしたい。	継続	令和6年度から、測量及び詳細設計に着手しています。	県土整備部 (治山砂防課)
	(7) 宮ノ前地区（鳥取市福部町海士）擁壁工・法枠工 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	事業再開に向け、地元へは事業における地元合意形成をお願いしているところです。貴市の支援及び調整をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(8) 飯里地区（気高町飯里B地区）急傾斜地対策事業	早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き早期完成を目指し事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
	(9) 上原地区（気高町上原I-1096地区）急傾斜地対策事業	早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き早期完成を目指し事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
	(10) 下坂本地区（気高町下坂本C地区）I-247 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	県で実施するための事業採択要件（入居家屋数等）が満たしていないため実施は困難ですが、市町で実施可能な事業があるため、貴市と連携し検討していきます。また、事業にあたっては、地元合意形成について貴市の支援及び調整をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(11) 高住地区（高住地区）I-0169 急傾斜地対策事業	すでにかなり待っており、令和5年度にも崩落があったことから、早期事業化をお願いしたい。	継続	令和7年度から、測量及び詳細設計に着手します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(12) 小河内（河原町小河内地区）I-404 急傾斜地対策事業	早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き早期完成を目指し事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
	(13) 横枕地区（横枕地区）I-1209 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	横枕地区では、現在、土石流対策として奥谷川砂防事業を実施中です。急傾斜事業においては砂防事業の進度を考慮し、円滑に実施可能な時期を調整し、事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(14) 岩戸地区（福部町岩戸B地区）I-206 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	必要性について検討します。また、事業にあたっては地元合意形成について貴市の支援及び調整をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(15) 吉岡温泉町地区 (吉岡温泉B地区) I -73 急傾斜地対策事業	地元調整を進めるので、早期事業化をお願いしたい。	継続	令和8年度当初予算において検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(16) 高山地区地すべり 対策事業、渕尻B地区 I-520 地急傾斜地対 策事業	令和5年台風第7号により、集落上手の斜面上部に地すべり様の崩落が進んでいる。斜面下には集落だけでなく、国道482号線や佐治川があり、大規模な崩落が発生した際には、多数の集落が孤立するほか、天然ダムが形成され、結果、大規模な土石流の発生が懸念される。 鳥取県が現在調査に入っているが、早急な対策をお願いしたい。	新規	治山事業として令和6年度に概略設計を行い、令和7年度に詳細設計に着手します。斜面上部の農地部分の崩落対策及び排水路の修繕など貴市の協力が不可欠な事業となりますので、早急な事業実施にご協力をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
56	県営事業に係る負担金 の見直しについて	国の直轄事業負担金の見直しとあわせ、市町村負担金の見直し負担割合を軽減していただきたい。	継続	国の直轄事業負担金制度の見直し動向を踏まえ、今後必要に応じて検討を行います。	県土整備部 (県土総務課)
57	国・県管理河川の河川 維持及び河床整理につ いて	近年、甚大な浸水被害が発生していることから、十分な予算と時間で確保する必要があり、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても対策を推進され、全市における河川護岸及び河床の保全（立木伐採）、河床整理（立木伐採、河床浚渫）に格別の配慮をお願いしたい。 対策期間完了後も切れ目無く、継続・安定的に国土強靭化の取組みを進めるため、国土強靭化実施中期計画の策定を令和7年度の早期に完了させ、計画に基づく必要な予算・財源を、建設資材の価格高騰等を踏まえた現行以上の事業規模かつ通常予算とは別枠で確保していただきたい。	継続	今後も引き続き、国土強靭化実施中期計画に基づく事業並びに「緊急浚渫推進事業債」を活用し、氾濫リスクの高い箇所について樹木伐採や河道掘削を実施していきます。国管理区間についても引き続き国へ要望します。 なお、5か年対策後も切れ目無く国土強靭化を着実に推進するため、今年6月に「第1次 国土強靭化実施中期計画」で示された事業規模概ね20兆円強に加え、資材価格・人件費高騰の影響を別枠で反映した予算確保や、令和8年度からとした計画期間にとらわれない前倒しによる実施について、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)
58	大分県中津市の土砂災 害を受けた緊急点検個 所における土砂灾害防 止対策について	青谷町北河原の急傾斜地については、令和2年6月の豪雨で斜面の小崩落が発生しているが、その後対応がなされていない。また当該地区からも引き続き強く要望されているため、急傾斜地崩壊対策事業などの早期事業化をお願いしたい。	継続	必要性について検討します。また、事業にあたっては地元合意形成について貴市の支援及び調整をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
59	手動式樋門の動力式な どへの切り替えにつ いて	樋門操作員の高齢化、担い手不足解消から、引き続き、省力化、自動化への切り替えを進めていただきたい。	継続	操作員の負担軽減等のため、人家密集地等にある重要度の高い県管理の樋門（全県160基）について、令和4年度から4か年計画で電動化を進めています。 また、今後、更新等を行う樋門についても、電動化や自動化の必要性を検討します。	県土整備部 (河川課)
60	樋門、揚水機場の契 約・報告等に要する事 務費について	本業務における本市職員の事務作業量も多く、残業等の対応も余儀なくされていることから、必要経費として受託事務費を計上いただきたい。	継続	本事業における貴市への受託事務費は、令和2年度から「県管理に係る河川管理施設の操作等に関する委託契約書」第9条に記載のとおり、事務費を計上しています。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
61	排水機場、樋門の委託料について	排水機場の操作は、本市の職員数が限られていることもあります、再委託しなければ対応が困難な状況である。また、確実な操作が求められるため、事業者しか受託していただけない。しかし、事業者へ委託するには法定福利費等の事務費が必要となり、このことが、本市の都合なので事業者への経費が計上できないのであれば、今後は、管理者による私法上の委託に基づく民間委託をしていただき、速やかな全施設自動化をお願いしたい。	継続	<p>排水機場、樋門の操作は、河川法99条の規定により関係地方公共団体に委託することを基本とされているため、引き続き操作委託に係る御協力をお願いします。</p> <p>また、県では、令和2年度より、委託料の中に入件費以外の経費として事務費を計上しています。その上でさらに必要な経費がありましたら、対応を検討します。</p>	県土整備部 (河川課)
62	樋門、揚水機場の点検、整備について	国・県の樋門、揚水機場は、本市と受託契約を締結しているが、損傷していたり、前年度に依頼していた修繕がなされないままとなっている事例がある。緊急時に作動せず、速やかな対応が出来ない事がないよう定期的な可動確認と、修繕を行っていただきたい。特に鳥取県においては、回答が遅くなっているため、早期の修繕が不可能な場合は、具体的な応急措置並びに修繕計画の明示を強く要望したい。	継続	<p>樋門、揚水機場の点検・操作業務の委託前には、原則、可動確認と必要な修繕を行うこととし、もし、早期の修繕が不可能な場合には、応急措置並びに修繕計画について連絡させていただきます。</p>	県土整備部 (河川課)
63	樋門の外部委託について	<p>現在、本市では国、県から相当数の樋門管理を受託し、地元等の団体、個人に再委託している。しかし、受託している地元団体、個人が高齢化し、担い手不足から委託を断られる事例が増えている。市の職員も限られるため、今後は、管理者による私法上の委託に基づく民間委託を選択せざるを得ない状況も予想されるので、対応可能な事業者（現在委託している事業所を含めて）の育成をお願いしたい。</p> <p>また、湖山水門に関しては、早期に鳥取県と湖山池扉門組合とで委託契約していただきたい。</p>	継続	<p>樋門管理は、河川法99条の規定により関係地方公共団体に委託することが基本とされており、操作委託できる事業者が現在は見当たらないことから引き続き御協力をお願いします。なお、昨年度から民間事業者への操作委託の試行を開始しており、今年度も継続を検討します。</p> <p>現在委託している地元団体、個人の高齢化が進んでおり、今後の管理委託については受託側の負担軽減を図る必要があることから、人家密集地等にある重要度の高い県管理の樋門（全県160基）について、令和4年度から4か年計画で電動化を進めており、今後、更新等を行う樋門についても、電動化や自動化の必要性を検討します。</p> <p>また、湖山水門の操作委託については、水門操作の省力化に向けて操作の遠隔化、自動化に取り組んでいますので、自動化が運用されるまでの間は引き続き貴市との委託契約をお願いします。</p>	県土整備部 (河川課)
64	樋門に係る各作業水位と樋門・排水機場の操作員の避難水位の設定について	各樋門・排水機場の避難場所並びに避難水位を契約書もしくは操作要領や規則に明記していただきたい。 また、陸閘についての操作要領を早急にまとめていただきたい。	継続	<p>樋門操作に関しては、内外水位を見ながら調整するとともに危険な場合に操作員が避難する必要があるため、各樋門の操作状況を確認し、操作方法及び避難水位の明確化について検討します。</p> <p>なお、排水機場については、令和4年度から避難水位等の基準を明示させていただきました。</p> <p>陸閘の操作要領については、国に要望を伝えます。</p>	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
65	砂防事業、治山事業に伴う市管理普通河川（流路工）の財源措置について	県による単独砂防堰堤並びに治山堰堤の事業の整備に伴い、県事業範囲の下流流路（普通河川）の早急な整備が求められるが、この下流整備に当たり、土砂が流出するような要因があることは皆無であるため、管理者である市が単市で施工することとなる。しかし、鳥取県の事業に遅滞なく整備することは予算的に困難であるため、国の交付金もしくは県の補助金で事業化できるよう財源措置並びに制度化していただきたい。また、緊急自然災害対策事業債の継続についても要望したい。	継続	堰堤取付水路より下流の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多く、この場合、市町が事業主体となる「緊急自然災害防止対策事業債」の適用が可能です。引き続き、国に対して制度の継続・拡充を求めていきます。	県土整備部（治山砂防課）
66	防災減災国土強靭化事業ならびに防災・安全社会資本整備交付金事業の拡充について	現在、本市では市街化区域外にも内水氾濫する集落が多数存在しており、その整備が急がれるところであるが、普通河川並びにその排水ポンプ施設においては防災減災国土強靭化事業並びに防災・安全社会資本整備交付金事業の対象外となっている。厳しい財政状況下で、市費による整備が困難なことから両事業の対象拡充及び緊急自然災害対策事業債の継続について要望したい。	継続	普通河川の整備については、準用河川に指定された上で防災・安全交付金の充当が考えられます。 また、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間の延長等により防災・減災、国土強靭化対策の充実強化を図るよう、令和7年8月8日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	県土整備部（河川課）
67	公共交通事業者への経済的支援について	人件費の上昇や燃料代の価格高騰などの影響により、公共交通事業者の経営は危機的な状況が続いている。今後、路線バスの公共交通のサービス供給力が大きく低迷し、市民生活や経済の回復に大きな支障をきたす恐れがある。このような状況を回避するため、引き続き、増収や経営改善に資する支援など、公共交通事業者に対する切れ目ない支援策を講じていただきたい。	継続	これまででも県では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域公共交通事業者の経営に甚大な影響が生じる中、路線バスの維持支援等、事業者の経営状況等に応じて必要な支援を機動的に実施してきました。今年度も引き続き、県内交通事業者に対して、燃料・原材料費の高騰に係る支援や二種免許取得や求人に係る広報経費支援等のドライバー確保支援、人材確保コンサル委託支援等を行うとともに、新たに市町村とも連携し路線バスへのICOCA導入支援を行うことにしております。 今後も地域公共交通の維持・確保に向け、交通事業者への効果的な支援を行っていきます。	輝く鳥取創造本部（交通政策課）
68	樋門・排水機場の水位確認手段の確保について	樋門・排水機場の操作は内外水位が操作の要となる。特に、夜間、豪雨時に内外水位の確認をするには、水路に近づかなければならず非常に危険であることから、内外水位計の設置と、遠隔監視ができる設備の整備をお願いしたい。また、遠隔監視が困難であれば、最低でも大型の量水標と夜間照明設備の整備をお願いしたい。	継続	現在、大路川流域において遠隔監視システムの検討を進めており、この結果を踏まえて他の河川についても対応を検討したいと考えています。 また、内外水位が夜間でも確認できるよう量水標の設置も進めており、今後も優先順位を付けて実施していくこととしています。	県土整備部（河川課）
69	緊急排水ポンプ車の購入について	予算措置もあるため、引き続き状況が分かれば情報提供をお願いしたい。	継続	今年度は、排水ポンプ車の購入予定はありません。	県土整備部（河川課）
70	県道の市町村への移管について	市町村の財政事情を考慮し、移管に際しては、歩道橋・橋梁などの将来の大規模改修にかかる経費負担を明確にし、道路用地を官有地とした上で協議をしていただきたい。また、広域農道及び県道側道の新設にともなう市道移管については、安定（完成後1年以上経過）した後の移管としていただきたい。	継続	県道及び農道の市町村への移管については、バイパス等の完成後、速やかに引き渡しを行うことを基本と考えており、事業着手前に十分な協議を行うこととします。 また、用地については、所有権の解決を図った上で、移管することを検討しますが、困難な事例も想定されますので、貴市の御協力をお願いします。	県土整備部（道路企画課、道路建設課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
71	道路メンテナンス事業補助制度について 《重点要望項目》	<p>現在三巡目の橋梁点検を実施しているが、健全性Ⅲ（早期に措置を講すべき状態）の橋梁の割合が全国平均よりも高く、修繕費も膨大な金額となる見込みである。橋梁修繕が交付金から個別補助となり、橋梁修繕にかかる補助金が計画的・集中的に確保されるが、一方、地方公共団体の財政状況では補助金の裏負担部分さえ捻出できず、長寿命化計画に基づく必要な事業費の予算要求ができない。</p> <p>道路メンテナンス事業補助制度の予算枠の確保を要望するとともに、補助率の引上げ（55%→2/3）や交付税措置を100%とするなど、財政措置の充実を要望する。（一律の引上げが困難であれば、例えば健全性がⅢ判定となっている橋梁の修繕について補助率の引き上げ等を要望する。）</p> <p>特に、橋梁数減は将来のメンテナンスを軽減させるため、橋梁の廃止の補助率の引き上げは重要。</p>	継続	<p>道路メンテナンス事業にかかる補助率の引上げ等については、道路メンテナンス会議等で国に要望していきます。</p> <p>なお、コスト削減の方策として、複数橋梁をまとめて工事発注する一括発注方式、点検から補修工事まで一括して管理する包括発注方式、小規模橋梁などで詳細設計を行わない概数発注方式などもご検討ください。</p>	県土整備部 (道路企画課)
72	冬期における円滑な交通確保対策について	<p>地域経済活動を維持し、市民の安心で安全な生活を確保するためには、安定した冬期交通を確保する必要があり、各道路管理者や関係機関が一体となった除雪体制の強化が必要である。</p> <p>今後も国土交通省・県・県土整備部と念入りな打ち合わせとともに、円滑な交通確保のため除雪機械の確保は重要であり、除雪車の払い下げの推進にご協力いただきたい。</p>	継続	<p>平成29年1月、2月の豪雪を受け、除雪計画の見直しや国、県、市町村、NEXCO西日本、県警等の情報共有等の連携の強化を行いました。今後も冬期の道路交通の確保に向けて、市町村との受託・委託除雪の推進も含めて効率的な除雪体制の強化を進めます。</p> <p>なお、県有除雪機械の更新時には、引き続き関係市町村の意向を踏まえ、払下げを実施します。</p>	県土整備部 (道路企画課)
73	道路橋等点検義務化に対する財政措置について	<p>道路橋等の義務化された点検を確実に実施するために、下記の内容についてお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起債の充当対象外となっている点検経費を起債対象に含める ・国費充当率のかさ上げ 	継続	法定点検の財政措置については、道路メンテナンス会議等で、引き続き国に対して要望します。	県土整備部 (道路企画課)
74	生活交通体系構築支援補助金の制度改善について	<p>本市では、利便性が高く効率的な公共交通を実現するため、バス路線網の再編を進めており、再編により減便・廃止となった路線については乗合タクシーなどの導入を推進している。この乗合タクシーに対しては、県補助金（市町村内バス等支援補助金）により補助対象経費の上限を運行費用の60%として支援をいただいている。</p> <p>しかしながら、乗合タクシーは利用者数が低迷している路線バスの代替手段として運賃を路線バス相当額としているため、収益率は1%～10%程度となっており、40%の収益確保には程遠いのが現状である。タクシー事業者の営業努力で収益改善が見込めないため、補助対象経費の上限を引き上げていただきたい。</p>	継続	<p>コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進補助金では、営利を目的としない市・町営バスやNPO等公共交通空白地有償運送以外の単独市町村路線は、民間の経営努力等を期待し、一定の収益を求めて補助対象経費の上限を一律60%としていますのでご理解ください。</p> <p>本補助金は、地域の実情に応じた交通体系を構築していただくため、タクシー助成、住民主体の共助交通、バス等を適材適所で組み合わせた支援を可能としており、貴市においても当該制度を活用していただいているところですが、必要に応じて相乗りやデジタル化、多角化などの見直しを進めていただくようお願いします。</p> <p>なお、地域の実情に応じた様々な交通手段の確保に対する財政支援について、令和7年8月27日に国に要望しており、今後も国に引き続き働きかけていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
75	公共交通のIC化推進	<p>公共交通のIC化は、公共交通の利便性拡大を図り、公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上に資するものである。</p> <p>2025年春に鳥取駅から倉吉駅までの各駅に交通系ICカードが導入され、県内の路線バスへのキャッシュレス化が決定したことにより、複数の公共交通機関のシームレス化による利便性の向上が図られる。引き続き鳥取駅から東側の山陰本線や、因美線におけるキャッシュレス化の早期導入の実現を図るため、交通事業者や各市町村と連携いただき、県が主体となって要望等に取り組んでいただきたい。</p>	継続	<p>公共交通のキャッシュレス化は、令和5年1月の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項及び同年2月の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっており、市町村や交通事業者と連携し導入に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>未導入区間へのICOCA導入については、これまででもJR西日本に対し繰り返し要望しており、直近では令和6年11月に山陰本線・福知山線鉄道整備・利用促進協議会として、また令和7年3月には因美線・津山線近代化促進期成同盟会として沿線自治体等とも連携しJR西日本に対して要望を行っています。</p> <p>来春には県内路線バスでのICOCA運用開始を予定しており、その整備効果を発現するためにも、県としてJR西日本への働きかけを強めています。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
76	山陰新幹線の整備推進について 《重点要望項目》	<p>令和6年度においても、「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」52自治体が一丸となって、国への要望活動、地元機運の醸成に取り組んできた。</p> <p>「山陰新幹線」は我が国全体の経済力・地域力を大きく向上させ、地方創生を加速させるものとして、さらには、昨今、南海トラフ巨大地震等の太平洋側大規模災害が危惧される中、リダンダンシー確保のためにも、また「日本海国土軸」の形成のためにも必要不可欠である。</p> <p>山陰新幹線の「整備計画路線」への格上げと第二期整備計画としての位置付け、併せて国家戦略的観点からの新たな国主体の整備方式の検討、新幹線整備に係る予算枠の拡大、さらには並行在来線が経営分離されないための必要な財源措置について、引き続き強くお願いしたい。また、県においては、関連する自治体や経済団体等と連携し国に対して強く働きかけていただくとともに、調査研究や住民啓発等の諸事業の実施など、山陰新幹線の整備に向けて先導的な役割を果たしていただきたい。</p>	継続	<p>山陰新幹線の整備推進については、本県知事が代表世話役を務める「山陰新幹線建設促進期成同盟会」を昭和45年発足以降、度重ねて県内外の関係団体と連携し、整備計画路線の早期格上げ、新幹線整備に係る予算の拡充のほか、地元負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直し等について国に働きかけを行うとともに、近年ではメンバーの拡充や勉強会の開催などの取組を行ってきたところです。</p> <p>令和7年8月27日に国への要望活動を実施しており、今後も現整備新幹線の進捗状況等を見ながら、同期成同盟会による要望活動等を粘り強く実施するほか、県版地方6団体や他県とのネットワークを活かした要望活動も引き続き行っています。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
77	鳥取港の機能強化に向けた整備推進について	令和2年11月に改訂された「鳥取港港湾計画」に基づき、鳥取県東・中部、岡山県北東部、兵庫県北部圏域の経済活動を支える拠点となるよう、機能強化に向けた整備等を着実に進めていただきたい。	継続	鳥取港の航路埋塞や港内静穏度不足等の諸課題を解決するため、直轄事業と連携しながら主要航路切替に係る県補助事業を進めているところですが、防波堤の整備には巨額の予算が必要となります。県では、令和7年8月8日に国要望を実施しましたが、地元鳥取市からの要望も重要なことから、貴市においても港湾関係の要望活動に参加していただくなど、早期完成に向けて県と一体となった働きかけをお願いします。	県土整備部 (港湾課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
78	鳥取砂丘コナン空港発着便の維持・拡大について	<p>鳥取東京便の維持は、地域経済の活性化、雇用創出、豊かな住民生活の確保など、本圏域等での多岐にわたる地方創生の取組を推進する大きな力となるものである。</p> <p>当面は5便化が継続される予定であるが、臨時的な増便措置ではなく、定期便化に向けた利用促進策などについて引き続き強化・拡充していただきたい。</p>	継続	<p>「羽田発着枠政策コンテスト」は、航空会社の自助努力だけでは維持が困難な地方路線の充実のため、地域と航空会社が共同で路線活性化の取組を提案し、優れた内容の路線に羽田空港の発着枠を配分する制度です。令和6年度に実施された「羽田発着枠政策コンテストの評価等に関する懇談会」により、鳥取空港は令和11年3月24日まで発着枠が配分されました。これまで以上に搭乗客を増やし座席利用率を上げていくことが重要であり、鳥取市も参画する「鳥取空港の利用を促進する懇話会」を中心に、官民一体となって、羽田発着枠政策コンテストで掲げた搭乗者目標数42万人（令和10年度）を目指し、取組を強化していきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
79	JRローカル線の維持について	<p>JR西日本が輸送密度2,000人/日未満の路線区間の収支情報を公表し、今後、存廃を含めた運営のあり方について沿線地域との協議を急ぐ考えを示している。</p> <p>鉄道路線の減便や廃止は、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、地域そのものが衰退することが危惧されるため、鉄道路線の維持に資する対策を早急に講じていく必要がある。</p> <p>特に輸送密度が低い路線区間は、県境を跨いでいることから、関係する県同士が連携を図り、沿線自治体とともに利用促進や利便性向上に向けた取組をより一層推進していただきたい。</p>	継続	<p>東部自治体首長及び交通事業者トップをメンバーとする「東部地域交通まちづくり活性化会議」において、鉄道を含む公共交通利用促進を県民運動として展開することや、観光列車を通じた交流人口の拡大を図っていくこと等について合意（R5年1月）して以降、近隣他県や沿線自治体等とも連携し、観光利用や日常利用の促進、県境をまたぐ利用促進等に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き他県や沿線自治体とも連携しながら、ローカル鉄道の維持に向けて、効果的な取組を検討、実施していきます。</p> <p>また、令和7年4月9日には全国有志県の一員として、鉄道ネットワークのあり方に関する特別要望を石破総理及び中野国土交通大臣に対して行い、その結果8月26日に国と地方の意見交換の場が立ち上げられたところです。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
80	自動運転技術を活用した地域交通確保に対する支援について	<p>人口減少、少子高齢化等の影響で中山間地域を中心にスーパー事業の撤退が相次ぐ中、交通弱者の買い物支援策として公共交通の重要性は高まっている。</p> <p>一方、公共交通の運転者不足が一層深刻化し、その維持・確保が困難を極める中、自動運転技術を活用した新たな移動サービスの導入に向けた取組が喫緊の課題となっている。社会実装に向けた実証実験や走行環境の調査分析などについては国の補助制度（自動運転社会実装推進事業）が活用可能であるが、社会実装するためには、実験後も継続した事業費の財源確保が課題となるため、財政支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>貴市におかれでは、今年度も引き続き今後の実装に向けた実証が行われると伺っています。自動運転技術の実装に向けては技術的課題も多く、また実証の取組には多額のコストもかかることから、十分な財政支援を行うよう、令和7年8月27日に国への要望を行ったところです。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
81	空き家の財産処分手続 き等の簡素化について	危険な空家対応については、相続登記の申請義務付け、共有物の利用や共有関係の解消をしやすくするための制度や、財産管理制度の見直しなどが国において進められたところであるが、管理不全空家等の相続人へ適切な管理を行うよう指導文書を送付するものの、相続人が多数の場合、個人情報保護法によって他の相続人の所在を教えることができず、相続人同士の総意が取れないまま空き家が放置されている現状がある。これらについて、相続代表者の責任において財産処分が行えるような制度改正の改善を引き続きお願いしたい。	継続	<p>国において、「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に制定され、相続登記の申請義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが進められたところです（施行は令和5年4月及び令和6年4月）。</p> <p>共有不動産の利用制限の緩和では、調査を尽くしても所在等が不明な共有者がいる場合は、裁判所の決定を得ることにより、残りの共有者の意思による変更等が可能になりましたが、共有者が持分を失うことになる行為は不可とされています。</p> <p>県として国に対し、引き続き空き家の除却が円滑に進むよう、必要に応じて課題への対策の検討を働きかけていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)
82	災害及び大雪等に伴う 道路網寸断未然防止対 策の早期事業化につ いて	令和5年1月の大雪や令和5年8月の台風7号に伴う倒木、落石及び道路崩落等の影響により、集落の孤立や停電等によるライフラインの寸断が発生した。 については、「倒木被害防災・減災対策連絡会」及び「孤立地域応急対策検討チーム」の設立を機に、早急な危険木の事前伐採や落石防止対策等の事業化について要望する。	継続	<p>大雪時のみならず大雨や台風、強風時も含め、倒木発生時の緊急対応体制の構築や、倒木減少のための事前伐採等の取組を推進するため、令和5年5月に「倒木被害防災・減災対策連絡会」を設立したところです。今年度も引き続き、県、市町村、電力・通信事業者、森林組合等の権限や役割に応じ連携して事前伐採を進めて行きますので、住民の安心・安全確保のため、鳥取市においても取り組んでくださいようお願いします。</p> <p>落石対策については、道路防災点検で危険箇所に挙がっている箇所や落石の発生履歴がある箇所において、定期的に点検を行い、優先順位を付けながら順次対策を進めます。</p>	危機管理部 (危機管理政策課) 県土整備部 (道路企画課)
83	交通安全対策補助制度 の拡充について	交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）は、令和3年6月に発生した痛ましい事故を受けて、通学路合同点検に基づき必要とされる交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度として令和4年度に創設され、現在、令和4年度から令和8年度の5か年計画を策定し対策を実施している。 なお、本制度では新規路線の追加が認められていないため計画策定以降の事案については防災安全交付金事業で実施することとされているが、今後発生する事案においても対策は急務であり、緊急的措置が同様に図れるよう、重点配分が期待できる個別補助制度に一元化していただきたい。	継続	<p>事業の目的が、令和3年度に対策が必要として抽出した箇所の対策となっていることから、新規箇所の対策は難しいと考えます。しかしながら、毎年通学路合同点検を実施する中で、新たに対策が必要な箇所が発生しているため、国へ要望を伝えます。</p> <p>なお、交通安全対策補助制度（地区内連携）を活用した事業実施もご検討ください。</p>	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
84	下水道予算枠の確保について 『重点要望項目』	下水道は生活環境の確保や公共用水域の水質保全を担い、さらに浸水防除を行う重要な社会資本である。一方、多発する自然災害への対応、施設の老朽化などの問題を抱えている。 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、下水道整備に必要不可欠な財源である。令和8年度の必要額の確保に加え、事前防災対策も含めた中長期にわたる継続した予算の確保について強く要望する。	継続	下水道は、住民生活や社会経済活動に極めて重要なライフルインであることを踏まえ、令和8年度以降の社会資本整備総合交付金と「国土強靭化実施中期計画」において、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。 【参考】 令和7年度交付金（県全体） <防災・安全交付金（老朽化対策、地震対策、浸水対策）> 要望額 4,813,245千円 配分額 3,202,080千円（査定率 66.5%） <社会資本整備総合交付金（未普及対策）> 要望額 1,856,148千円 配分額 1,465,697千円（査定率 79.0%）	生活環境部 (水環境保全課)
85	安長ポンプ場の管理移管について	昭和48～49年頃、県によるJR湖山貨物基地造成に伴い、周辺住民から既設水路等への排水の了解が得られず、基地からの汚水排水（処理水）・雨水排水を処理するため、千代川までの専用排水路と排水ポンプ場が新規設置された。 当時排水される水路（通称鯰川）は国有水路であったため、ポンプ場及び排水管施設（専用排水路）等については、昭和51年に県との「公有財産譲与契約書」が締結され、維持管理を市が行うことになった。 その後、県により大井手川放水路が整備され、このポンプ場は河川排水（大井手川→野坂川）を行うポンプ場となった。 平成30年度に湖山貨物基地等への汚水整備が完了した。関係者の接続後は、これら専用排水路やポンプ場が不要となるため、早期に県への移管をお願いしたい。	継続	現時点においても、JR湖山貨物基地からの排水が専用排水管を通じて流入していることから、安長ポンプ場の役割（機能）は継続しており、不要となるとは考えていません。今後の管理方法については、引き続き検討していきたいと考えています。	県土整備部 (河川課)
86	一般国道482号のバイパスルート整備について (加瀬木橋～森坪（市道南岸線終点）間)	令和5年1月の大雪や同年8月の台風7号に伴う倒木、法面からの土石流入及び河川氾濫等の影響により、当該国道区間は道路崩壊等の甚大な被害が発生し、集落の孤立や停電等によるライフルインの寸断が立て続けに発生した。 については、（現道を活用した道路改良の早期事業化を要望するとともに）災害時の迂回道路としての交通機能を確保するため、加瀬木橋～森坪（市道南岸線終点）間のバイパスルート整備の事業化についても要望する。	継続	令和5年台風第7号による被害等を踏まえ、有識者（鳥取大学）の意見を参考に対応策の検討を進め、現道3車線化で令和7年度に事業化しました。	県土整備部 (道路建設課)
87	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 神垣地区（国府町神垣）I-107 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	令和7年度に予備的な調査設計を実施し、事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(2) 中村地区(中村地区) I-1064 急傾斜地対策事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	引き続き予算確保に努め、早期完成を目指し事業を進めます。	県土整備部 (治山砂防課)
88	河内川(鹿野町)の砂防ダム内の浚渫について	<p>「異常な堆積までは確認されない」との県の回答をいただいておりますが、現在のダムは土石流を抑える機能は無くなっているものと認識しています。平成23年台風12号による大雨は鹿野町で総雨量555.5ミリを観測し、国有林野の大崩落により約30,000m³の土砂が流出し当該ダムに溜まったと伺っており、再度同等の土石流が発生した際には、土石流は抑えられず、河内地区への甚大な被害、さらには下流域にも被害が及ぶのではと危惧しています。</p> <p>雨量が多く、山が崩れやすい地域の特性を考慮していただき、土石流を防ぐ砂防の観点から浚渫等による適切な対策を講じるようお願いしたい。</p>	継続	<p>砂防ダムの満砂除石は、令和5年の台風7号により異常な土砂流出が確認され、砂防ダムから下流の人家までの距離が近い箇所から優先的に実施する計画としています。</p> <p>当該箇所については、満砂に近い土砂の堆積を確認しましたが、砂防ダムから下流の人家まで1km以上離れていることを考慮し、経過観察とします。</p>	県土整備部 (治山砂防課)
89	河内川、末用川、水谷川、中川(鹿野町)の浚渫について	<p>鹿野管内の4河川の浚渫についてはこれまでも要望してきたところであり、同様に計画的な浚渫をお願いしたい。</p> <p>この中で、特に末用川については、令和5年台風第7号の大雨の影響により土砂堆積が進み、民家が近い護岸については越水も懸念される。また、農業用水として取水を行っているが、取水口や提外水路もすぐに埋まってしまい、高齢化している農業経営者の労力の負担が非常に大きい。</p> <p>防災面・農業農村を堅持していく面両方を鑑み、河川の浚渫は急務と考えることから早急な対応をお願いしたい。</p>	継続	<p>県管理河川においては、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策(令和2年補正～)等を積極的に活用し、河道掘削や樹木伐採を重点的に実施しています。</p> <p>今後も第1次国土強靭化実施中期計画に基づく事業並びに「緊急浚渫推進事業債」を活用し、河内川等の河道掘削については、河道断面の阻害状況等を勘案のうえ対応を検討します。</p>	県土整備部 (河川課)
90	砂防事業、治山事業に伴う県河川への放流(流路工)について	<p>急傾斜事業における排水対策について、農業用水路に排水するという計画ということから、受益者である地元と十分な協議をお願いしたい。</p> <p>また、以前の回答では、拡幅は水路管理者での対応をということであるが、その場合、費用の地元負担が必要となり、地元の理解を得ることが困難である。このことからも、より良い公共事業の実施に向け、急傾斜事業と排水対策を一本化した事業とするよう関係集落や関係機関と協議いただき、再考をお願いしたい。</p>	継続	<p>令和7年5月28日に開催された貴市(鳥取西地域)と当事務所との意見交換会での回答と同様になりますが、急傾斜対策事業は崩壊土砂による被害を防ぐことが目的の事業であり、排水対策を事業目的としていません。</p> <p>したがって、関係機関である貴市での検討をお願いします。</p>	県土整備部 (治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
91	学校施設環境整備改善交付金の拡充について 『重点要望項目』	<p>本市の学校施設の多くは昭和50年代の児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化対策が急務となっている。また、小中学校の空調設備及びトイレ改修は、関係者からの要望等も強く、発災時の避難施設としての機能確保の観点からも喫緊の課題として計画的に取り組んでいるが、近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、長期化する避難生活の安全・安心の確保のため、体育館空調の整備の促進が新たな課題となっている。</p> <p>については「学校施設環境整備改善交付金」について必要額を確保し、併せて補助単価を増額するとともに、学校プールと防球ネットについて交付金の補助要件を緩和いただきたい。また、体育館空調の整備加速化のため創設された「空調設備整備臨時特例交付金」について、地域の実情に即した制度となるよう、補助要件を緩和して指定緊急避難場所も対象に加えるとともに、補助単の増額や緊急防災・減災事業債の対象とするなど、地方負担の逓減を図っていただきたい。</p>	継続	<p>学校施設環境改善交付金及び空調設備整備臨時特例交付金については、十分な予算確保や補助単価の増額、補助要件の緩和及び地方負担軽減について、令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して学校施設整備に係る各団体とともに、国に対して働きかけを行います。</p>	教育委員会 (教育環境課)
92	栄養職員の拡充と学校栄養職員の加配について	<p>令和5年度は栄養教諭が4名体制となり、各校への指導等が充実されつつあったが、6年度より、栄養教諭が1名減員となり、文部科学省の示す栄養教諭の職務の中で特に「食に関する指導」に関し現体制では「児童生徒への個別的な相談指導」の推進が大変困難である。</p> <p>また、本市は学校数も多く、学校栄養職員の加配もいただきながら食育を推進しているが、現在の配置では食育基本法による食の指導を十分に行なうことが困難である。</p> <p>については国に対して、配置基準見直しの要望を継続していただくとともに、学校栄養職員の加配の継続と、さらなる増員をお願いしたい。</p>	継続	<p>本県食育のより一層の推進に向け、今年度実施の教員採用試験では、栄養教諭の募集（採用予定数2名）を行っています。</p> <p>栄養教諭・学校栄養職員の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2の規定により、学校や共同調理場の規模に応じて定められ、この基準により配置しています。県としても食育推進にとってこの基準による職員定数で十分であるとは考えていないため、栄養教諭・学校栄養職員を各校1名配置とするよう、配置基準の見直しについて今年度も国へ8月8日に要望を行ったところであります、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。</p> <p>また、学校栄養職員の加配については、現在市部等において加配しているところですが、引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して人員確保に努めます。</p>	教育委員会 (体育保健課)
93	教員業務支援員の配置について	教職員の業務の負担軽減、適正化を図る意味でも、教員業務支援員等を各校に配置し、教員が担わなければならない業務に注力できる体制を整えることは非常に重要である。国も全ての学校への配置を謳っていることから、引き続き、全ての学校への配置を要望する。	継続	令和7年度は、市町村立学校に対し、前年度比5名増となる105名分の予算措置を行っており、その配置の考え方については、令和6年4月16日の「県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会」で、各市町村教育委員会教育長にも説明しているところです。なお、本年度は、鳥取市立学校に対しても、前年度より2名分の増となる32名分の配分を行っています。	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
94	障がいに応じた特別な指導（通級による指導）のための教員の適正な配置について	国の基準では、小中義務教育学校において、障がいに応じた特別な指導（通級による指導）の必要な児童生徒13人に対し教員1名を配置することとなっているが、適正な人員配置がなされていない。本市では、指導の必要な児童生徒の教育的ニーズは増加しており、フォローアップの児童生徒を入れると1つの通級指導教室で17～18名を指導する状態となっている。適正な人員配置となるよう引き続き配置をお願いしたい。	継続	<p>通級による指導の充実を図るため、国では義務標準法を改正し、通級による指導が必要となる児童生徒13人に対し教員1名を配置するための基礎定数化について、平成29年度から10年間で段階的に行っていますが、小中義務教育学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向である実態を踏まえると、本県における教員の配置については、十分とは言えない状況です。</p> <p>県としては、通級指導担当教員について必要な基礎定数化、加配措置の着実な実施に加え、さらなる配置の充実を含めて引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、国に対して働きかけを行います。</p>	教育委員会（教育人材開発課）
95	少人数学級の実現について	鳥取県では、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、全学年で少人数学級を実施しているが、国は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、小学校については学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げることとした。しかし、中学校については現状のままであるため、小学校同様少人数学級の実施に向けた法改正を実現するようお願いしたい。また、35人学級にとどまらず、30人学級への引き下げが実現するようお願いしたい。	継続	<p>令和6年12月24日の財務大臣・文部科学大臣の折衝により、「令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うこと」が合意されたことを踏まえ、本県でさらなる少人数学級を推進した場合に、学級数が増加する可能性のある市町村教育委員会等のお考えを確認したところ、多様な意見がありました。</p> <p>そのため、まずは、市町村教育委員会との十分な議論の上で、方向性を決定していくことが必要であり、令和7年4月16日の「県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会」において、各市町村教育委員会教育長と合意の上、教育長会代表も交えたワーキンググループを組織して検討を行っていくこととしています。</p>	教育委員会（教育人材開発課）
96	小学校1校に配置する教員の定数改善について 《重点要望項目》	年々学校をめぐる課題が複雑化しており、不登校や問題行動等も低年齢化の傾向がみられる。そのような中、特にきめ細かな対応が求められる小学校が最も人的な余裕がなく、職員室には事務職員しかいないという状況の学校も多い。令和3年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、国は「小学校の学級編成が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置」とされているが、これは学級編制の標準が計画的に引き下げられることによる学級数の増加に伴うものであるため、根本的な教職員の定数改善にはつながっていない。教員がゆとりを持って児童と向き合うため、教員の定数を見直し、1校に配置する教員数の増を強くお願いしたい。	継続	<p>学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、国に対して教職員定数の改善等について、引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、国に対して働きかけを行います。</p> <p>1校当たりの教員数について、特に7学級以下の学校（特別支援学級を含む）が、標準法による教職員配置だけでは学校運営に支障をきたしかねないことから、非常勤講師（小規模サポート等）を配置するなど、優先的に対応を行っており、令和7年度は鳥取市立小学校10校にも当該非常勤講師を配置しているところです。</p> <p>こうした状況から、増加する小規模校への支援を優先せざるを得ないことで、他市町村も含めた一定規模を有する学校への加配人員を確保することが困難になっています。</p>	教育委員会（教育人材開発課）
97	小学校専科教員の加配について	小学校専科教員により、児童は専門性の高い教科指導を受けることができる。教員にとっても、一人当たりの授業時数の軽減につながり、空き時間を教材研究や分掌業務等に充てることができる。学校現場からのニーズも高くなっているため、他の加配からの転換も含め検討いただきたい。教育の質の向上、学校における働き方改革の推進の観点から、引き続き小学校専科教員の増員をお願いしたい。	継続	<p>小学校4年生以上の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、本年度、県内小学校に小学校英語専科教員19名、小学校高学年・4年生教科担任制加配44名、小学校専科教員4名を配置しました。</p> <p>加配の充実については、引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、国に対して働きかけを行います。</p>	教育委員会（教育人材開発課）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
98	指導方法工夫改善加配の指導増加時間数の弾力化について	現在、指導方法工夫改善加配実施に伴う指導増加時間数は学校全体で15時間以上となっているが、10時間に抑えることで、教職員の教材研究、学級事務の時間を確保することができると思う。引き続き、指導増加時間数の弾力化をお願いしたい。併せて、配置校についても、学校規模による画一的な配置ではなく、学校の希望、地教委の希望を尊重した配置となるようお願いしたい。	継続	<p>指導方法工夫改善加配は、児童生徒の実態に合わせたより丁寧で分かりやすい指導を行うために、少人数指導等を実施することを趣旨としたものです。このため、当該加配に当たっては、学校全体の総時間数の増加や、総児童生徒数と1学級あたりの児童生徒数に応じて配置することが条件として国から示されているところです。</p> <p>一層の指導の充実や働き方改革の視点から、配置方法も含めて本加配を弾力的に活用することができるよう、引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであります、今後も継続して、国に対して働きかけを行います。</p>	教育委員会 (教育人材開発課)
99	教育の人材確保と人材育成について 『重点要望項目』	<p>現在、県内の教員は、20歳代と50歳代が多く、いわゆる中堅層世代が少ない年齢構成となっており、さらに指導助言できる年代が大量退職期を迎え、今後の教員の人材確保と人材育成が深刻な課題となっている。さらに、本来配置されるべき教員が配置されていない、常勤職員が配置されるべきところに非常勤職員が配置されている、加配教員が大幅に削減されている等の現状がある。このことで学校現場は、本来予定していた体制が組めず、他の教員に業務負担がかかり、時間外勤務時間が増える等の影響が出るなどの状況がある。</p> <p>加えて、学校教育のニーズが多様化・複雑化する中で、教員の多忙化・負担感の増加により学校現場はひつ迫している。子どもたちの教育の質の確保にもつながる大きな問題で、看過できない状況である。必要な教職員は欠けることなく確実に配置されるよう強く要望する。</p>	継続	<p>採用予定数の確保には至らなかったものの、教員確保が全国的課題という状況下において、令和元年度から開始した「『未来の教師』育成プロジェクト」など県内志願者の増加策や、インターネット広告等の活用など受験者ニーズに即した広報活動の充実等により、令和7年度は、前年度比26名増（確保率13.2ポイント増）の教員を採用しました。こうした結果や定年引上げの影響もあり、未配置の数は前年度よりも改善されていますが、全国同様、臨時の任用教員や非常勤講師などを続けながら教員採用選考試験に再チャレンジしてきた層が、近年一定数正規採用となっていることなどから、新規の講師登録者は減少している状況にあります。厳しい状況下ですが、学校での勤務経験が無かったり、しばらく現場から離れたりしている教員免許所有者の不安を取り除いてもらうことを目的とした説明会「教職エンカウンターc a f e」を実施するなど、講師となる者の候補者の掘り起こしなど、引き続き、講師確保に向けた取組を進めています。</p> <p>なお、文部科学省調査において、小中学校の教員需要数は令和7年度採用をピークとし、令和12年度には約3分の2となる見込ですが、島根大学や鳥取大学との連携により、地元の教員希望の高校生が、地元大学で学び教員になるサイクルを構築すべく、取組を進めているところです。</p>	教育委員会 (教育人材開発課)
100	義務教育学校の管理職手当の区分見直し、ブロック長の手当の新設について	現在、管理職手当の支給区分は学校規模によって決められているが、義務教育学校の管理職については、規模の大小に関わらず2校分に近い業務を行っているため、支給区分の見直しをお願いしたい。	継続	<p>義務教育学校の管理職手当区分は、県内初設置の平成30年4月に新設され、当時の該当義務教育学校の状況と小・中学校の管理職手当区分の各「1学級当たりの教職員定数」との比較から小学校区分が適当として設定されたものです。なお、教職調整額の段階的に引き上げと併せて、管理職の本給を引き上げることとされています。</p> <p>また、教育業務連絡指導手当（いわゆる「主任手当」等）の対象範囲は、学校教育法施行規則等を基にして位置付けられた分掌業務に対して、その職務が困難であるものとして、特殊勤務手当条例に位置付けられているものであり、本県単独での見直しは困難な面もあるため、義務教育費国庫負担金に係る国の取扱い等も踏まえ、状況に応じて検討してまいります。</p>	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
101	休日の部活動の地域移行に係る地域クラブ活動への財政支援について	現在、部活動指導員の報酬については国県がそれぞれ1／3、外部指導者の謝金については県が1／2補助するという形で部活動を支援していただいている。休日の部活動の地域移行に係る地域クラブ活動に対しても、運営に必要な費用負担（指導者謝金を含む）への財政支援をお願いしたい。	新規	令和7年5月に国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による最終とりまとめにおいて、令和13年度までの実行期間内に休日の部活動は地域展開することが明記され、今後ますます市町村が認定した地域クラブによる子どもたちの活動機会の確保が重要となることから、指導者謝金を含めた地域クラブの運営に必要な経費の財政支援について、引き続き令和7年8月8日に国要望を行ったところであり、今後も継続して、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (体育保健課、小中学校課)
102	各種の文化財の保存対策調査に関する補助制度の整備について	県費補助事業において、各種保存対策調査の市町村補助率が他より低く（総事業費の1/5）設定されているが、調査事業は他の施策の基礎となる重要な事業であり、継続的に事業を実施していくためにも他の事業と同様に1/3に引き上げていただきたい。	継続	文化財関係事業助成に対しては、修理・整備・活用を中心に本県は他都道府県と比べても充実した支援を行ってきています。個別の案件については、調査の緊急性や状況、必要性などを踏まえて、また御相談ください。	地域社会振興部 (文化財課)
103	指定・登録等文化財所有者への持続的な文化財保存のための支援策について	所有者の世代交代や高齢化のため、経済的な理由で個人等による登録有形文化財・指定文化財の保存が困難となっている事例が散見する。 活用による収入の確保等が困難な文化財も少なくないため、所有者による持続的な保存が可能となるような支援措置を創設していただきたい。	継続	国・県指定建造物所有者については、令和3年度から保存・活用等に関する研修会を実施しており、所有者同士の交流や意見交換などを通じ、保存・活用等について考える場にしていくとともに、各所有者からの現状や要望等を聞きながら、支援策等を関係市町村とともに検討していきます。	地域社会振興部 (文化財課)
104	郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大について	不在者投票制度は、選挙の当日一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人のために、投票する方途を開こうとする制度である。この制度の意義を踏まえ、介護保険の被保険者は要介護5に限定せず、要件の緩和をお願いしたい。併せて代理記載についても認めていただきたい。 また、身体障害についても、投票機会を確保するため、片側の下肢機能障害を要件に追加する等の緩和をしていただきたい。	継続	郵便等投票ができる方の対象者の拡大については、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に制度改正を要望しているところですが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成29年6月）において、郵便等投票の対象を現行の要介護5から要介護3の者まで拡大するよう提言がなされたことを踏まえ、現在、議員立法により公職選挙法を改正する動きがあるところです。法案の提出には至っていないようですが、県選挙管理委員会としても関係法令の改正が行われるよう、引き続き都道府県選挙管理委員会連合会に働きかけていきたいと思います。	選挙管理委員会事務局
105	参議院議員選挙における合区の解消について	参議院議員選挙では、一票の格差を是正するため合区が導入されたが、これを解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、選挙制度の抜本的な見直しを早急に行うこと。	継続	令和7年実施の参議院議員通常選挙における投票率は、本県は都道府県別で過去最低の41位となり、徳島県では前回、前々回に引き続き全国最下位を記録するなど、民主主義の崩壊ともいえる深刻な影響が生じています。また、有権者の意識調査結果では、合区に反対する意見が多数である一方、その割合は徐々に低下しており、関心の低下も懸念されます。 このような現状を受け、本県では、毎年知事が本県選出国会議員に対して要望を行うとともに、衆参両院議長に対しても合区解消を求める要望書を送付するなど、立法府に対する働きかけを行っております。 引き続き、都道府県単位の民意が反映される真の民主主義を取り戻すために、立法府に対して働きかけていきたいと思います。	選挙管理委員会事務局

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
106	水道の基盤強化の補助について 《重点要望項目》	<p>地震等の災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、耐震化や老朽施設・管路の更新による強靭な水道システムの構築が急務である。また、老朽化した施設が山間部に多数点在することから、施設統廃合によって効率化を図ることや、水質汚染リスクのある施設が存在することから、安全な水の安定供給のため、浄水施設のレベルアップも課題となっている。</p> <p>水道の耐震化・老朽化対策などを強化・加速化させるためには、多額の事業費が掛かることから、国の財政支援制度に対し次の事項の実現を強く要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災・安全交付金に関する事項全般について交付率を大幅に引き上げること（1/3、1/4→1/2）。 ② 防災・安全交付金に関する次の事項について創設・拡充を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 取水・浄水・配水施設など水道システムの急所となる施設や、避難所等の重要施設に接続する管路等の整備にss対し、耐震化を目的とした事業だけでなく、施設の統廃合を目的とした事業（既に廃止した施設の撤去事業を含み、廃止施設数は要件に入れないとする）も対象とすること（創設）。 イ 水道施設アセッタマネジメント推進事業について、平均料金と料金回収率の要件を撤廃し、また、基幹管路以外も対象とすること（拡充）。 ウ 生活基盤近代化事業について、施設間距離の要件を撤廃するとともに、クリプトスボリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設について、深井戸も対象とすること（拡充）。 	継続	<p>水道施設の耐震化が促進されるよう、防災・安全交付金の交付率の引き上げや、施設統廃合により整備した施設を対象事業（廃止した施設の撤去事業を含み、施設数は要件としない）とすること、水道施設アセッタマネジメント推進事業における、平均料金と料金回収率の要件撤廃と基幹管路以外も対象とすること、生活基盤近代化事業における、施設間距離に係る要件の撤廃、クリプトスボリジウム等病原性原虫対策に係る要件に深井戸を追加することなどを、本年度も引き続き令和7年8月8日に国要望を実施しました。</p>	生活環境部 (水環境保全課)